

令和元年度第11回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第2号）

令和2年3月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

4番 福本 悟 君

8番 岩永 宏介 君

1番 中城 峯雄 君

6番 増田 安至 君

5番 田上 英司 君

9番 福永 啓 君

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

13番 井本 昭光 君 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 野中 眞治 君

教 育 長 本田 恵典 君 総 務 課 長 藤野 浩之 君

企画財政課長 坂本 幸喜 君 税 務 課 長 畑野 英樹 君

町民保険課長 宮崎 尚文 君 福 祉 課 長 西橋 静香 君

こども未来課長	田中智徳君	復興課長	島田誠也君
健康づくり支援課長	本田太志君	農業振興課長	井上辰弥君
商工観光課長	作田豊明君	建設課長	野口壮一君
環境保全課長	緒方良成君	会計管理者	上村清美君
学校教育課長	西本和美君	社会教育課長	沖勝久君
監査委員	吉川勲君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（池田浩二君） ただ今より、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○4番（福本 悟君） 質問番号1番、議席番号4番、福本悟です。

はじめに、このたびの新型コロナウイルスによってお亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く流行が収束することを願っております。

さて、今回も町民の代弁者として、一般質問という形で質問を行います。それでは、先般事前通告していた内容について質問を行います。

1番目の、道路行政の推進について伺います。道路とはいったい何でしょうか。道路とは、人や車両などが通行するための道、道路とは、人や車両の交通のために設けられた地上の通路であると言われております。また、道路は交通の要となる工物で、誰でもいつでも通行することができる日常生活に不可欠なものであり、多くの人々が共同で使用するものでもあります。このために、道路は安全で円滑な交通の確保と、交通ネットワークとしての機能が重要視されています。

それでは、本町の状況はいかがでしょうか。本町は熊本市の東南16.6キロメートルに位置しております。国道443・445号が通り、また県道においても多くの路線が走るなど、交通の要所としての利便性に恵まれており、町民生活の向上と併せて経済活力による町の発

展要素は十分整っていると考えられます。しかしながら、車社会や経済活力の進展に伴う交通量の増大が町民生活の安全・安心を脅かすことがないように、より一層の道路行政の推進を図っていかねばならないと考えているところであります。

以上のようなことから、通勤、通学、買い物など、町民生活を支える生活基盤である道路、繰り返しになりますが、町内には国道、県道などのさまざまな道路が走るなど、道路は町民に最も密着した地域の生活基盤でもあります。

町長はこの生活基盤である道路の現状をどのように認識され、安全・安心・快適な生活環境整備の観点から利便性の向上を図るため、担当課でどのように論議し、具体的対策をどう講じていく考えであるかを伺います。

再質問は質問席で用事ごとに質問と答弁で進めさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の道路行政の推進について、お答えをいたします。

町民生活を支える生活基盤である道路は、安全・安心な道路及び災害など緊急時の避難路として防災機能を発揮できる道路、通学路としての機能を有する道路及び広域的な道路網の構築が求められています。加えて道路の機能は単に交通手段のみの役割だけでなく、町の骨格を形成し、公共空間としての役割と都市機能としての役割を担っています。本町においては、都市計画道路として国道443号と国道445号御船バイパス及びシンボルロード、及び九州縦貫自動車道及び九州中央自動車道が整備され、交通の要所としての機能を有するとともに、交通量の増加にもつながっています。

今後も、これらの基幹道路と生活道路とのネットワークを確立し、歩道や狭い道路の改良を促進するとともに、道路パトロールを強化し、迅速な維持と補修を行い、安全で安心できる快適な道路空間を促進してまいります。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは、再質問に入らせていただきます。

まずは、道路そのものについて伺いをします。まず、道路には道路法に基づく町道、土地改良法に基づく農道、森林法に基づく林道、国有財産法に基づく里道、この4点について、それぞれの所有と管理のほうを、伺いをします。

○建設課長（野口壮一君） 今御質問がありました、まずは、町道と里道について説明を申し上げます。

町道と里道の所有については、町道は御船町、里道については、平成16年度から県から

法定外公共物の町への移管により、同じく御船町の所有となっております。管理については、これまで地域の集落内の道路に係る除草等の管理については、地域住民で行っていた状況です。集落外の町道に係る一部の幹線道路等については、町シルバー人材センターに町から委託を行い、管理をしている状況にあります。

先ほど言われましたように、根拠法令としては道路法の第16条に市町村の道路管理規程が規定をされております。

○**農業振興課長（井上辰弥君）** 農道についてお答えします。はじめに、所有につきましては、町が所有者となります。次に、管理につきましては、マミコウロードとふるさと農道の管理は町で行っております。

次に、林道についてお答えします。林道につきましては、所有者は林道が通っている番地の土地所有者がそれぞれ所有者となります。次に、管理につきましては、林道矢部水越線は、基幹道自動車道1級と指定されておりますので、町で管理を行っております。その他の林道につきましては、地域で管理をされております。

○**4番（福本 悟君）** 大変大事なところですので、押さえておきたいなと思います。今回は町道に限って質問をさせていただきます。

先ほど野口課長から、町道のそれぞれの所有、管理というところで御説明をいただきました。所有は町、管理は、先ほどの道路法、これは第16条です。市町村道の管理、この路線の存する市町村が行うということで、これは町が管理するという。野口課長、そこは間違いないですか。所有は町で管理は町が管理する。一番大事なところですので、確認をさせていただきます。

○**建設課長（野口壮一君）** 今言われましたように、道路法上の規定では、そこに存する市町村が管理をするということで、法律には規定をされております。

○**4番（福本 悟君）** ただ今課長から、再度町で管理ということで、これは重要なところですので。

では次に入りますが、町では、地域といいますか、それぞれの囑託区で実施といいますか、草刈り等が行われたときに、町から報償金、町道管理報償金制度というのが予算にはのっているかと思いますが、この制度について説明を求めます。

○**建設課長（野口壮一君）** 町道管理報償金について説明を申し上げます。町道に係る地域住民による管理、清掃活動に対してそれぞれの地域での道路の管理延長をもとに、町道管理

報償金を、年度末に実績報告をもとに当該地域へ支給をしております。大体、年間の予算として管理報償金が約200万円の予算を立てて対応を行っております。

○4番（福本 悟君） ただ今年間の約200万円ぐらいの報償金を支払っているということで、こちらの根拠法令について再度、どのようになっていますでしょうか。根拠法令です。

○建設課長（野口壮一君） 管理報償金については、現在内規をもって報償金額を設けて、区長に周知をし、実施された地区ごとに報償金を支払っているというところです。

○4番（福本 悟君） 先ほど課長は、この町道の所有は町ですよ、管理は町ですよ、というところで明確に答弁をいただきました。そこは間違いないですね、課長。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど言いました道路法上の規定では、そう規定をしてあります。

○4番（福本 悟君） 実は、今回のこの質問に至った経緯というのは、全国でも少子高齢化、この波によるものであります。限界集落という言葉を目にしますが、宮崎町民保険課長、御船町ではこの限界集落、住民基本台帳をもとに幾つの行政区があって、その限界集落の個数、それとあと割合です、どのようになっていますでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） ただ今の福本議員の限界集落の個数についての御質問にお答えします。

本年1月末で65歳以上の方が50%以上を占めている行政区、いわゆる限界集落と申しますけれども、御船町では84行政区のうち、35行政区があります。そのうちの86%の30行政区は中山間地となっています。

○4番（福本 悟君） ただ今、宮崎町民保険課長から御船町、本町では84の行政区のうち35の限界集落、約4割であります。野口課長、この現状は御存じでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 限界集落の定義に沿って御船町に当てはめると、今、町民保険課長が言われた行政区の数になると思っております。

○4番（福本 悟君） それでは、総務課長にお尋ねですが、いろいろな行事関係で町民の方が町主催の行事等によって、事故をした場合の保険の制度があるかと思いますが、どういふものでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町では、全国町村会総合賠償保険に全町民加入しております。

○4番（福本 悟君） 総務課長、再度お尋ねですけれども、この全国町村会総合賠償補償保

険制度を見てみますと、町村等が主催共催する行事及び社会奉仕活動、一般にボランティアです。このどちらかになります。今回のこの草刈り等の道路の報償金はどちらに該当しますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この補償の対象となる業務、事業というのがあります。その中で社会奉仕活動、ボランティア活動というのも補償の対象となります。地域で町道、農道、集落道あたりの奉仕活動をされますときに、行事開催届を出していただいております。そこには、行事開催日、場所等が書かれておりますので、客観的に確定できるということになりますので、そこは補償の対象としております。草刈り等につきましては、社会活動、ボランティア活動ということで位置づけをされていると思います。

○4番（福本 悟君） どうも頭のほうは納得できないのですが。先ほどの野口課長の答弁によりますと、町道は所有・管理は道路法第16条ですか、法律上は町で管理をしなければならない、ということで、今のこの道路報償金制度というのは、あくまでも各地域が行っている。それに対して、町からお金を、本来は町がすべき事業、それに対して町から少しお礼をするというか、そういう形だろうと思いますけれども、どうもちょっとそこがしっくりいきません。法律上町の所有・管理ということで、現在、先ほど言いましたように特に山間地では、今少ないところでは、資料を見ますと9戸の世帯で数キロというところの実質的に草刈り等を行っております。実際、なかなか機械も使えない。実際私も歩いて回ってきました。実際、機械も使えない。やはりこれは根本に返っていただいて、本来は多分町がすべき仕事と思うのです。

以前は町では路線員という制度があったかと思います。路線員です。1回、町で再度協議をしていただいて、早急にこの方向性を出していただきたいと思いますが、野口課長、いかがですか。

○建設課長（野口壮一君） 路線員という従来のやり方があったということで、私のほうもはっきりその辺はまだ把握をしてないところですので、そこは協議をしていきます。その路線員でどのくらいの経費がかかるのか、その辺から検討していかなければならないかなと感じております。

○4番（福本 悟君） 次に入ります。次の質問ですけれども、それぞれの地域、町でいうと嘱託区、行政区になります。それぞれの課題とか要望について、その把握と申しますか、

どのように把握され、その対応をどのように処理をされているのか。地域の課題・要望等の情報の収集の方法と、その事業化とといいますか、処理方法について伺いをさせていただきます。

○建設課長（野口壮一君） まず、道路に対する課題として、今議員がおっしゃっているように、町道の管理が挙げられます。特に山間部を中心に高齢化が進んで、地域住民作業による道路管理が厳しい状況にあると考えます。

このような中、区長からの申し出により、地元の町道管理延長について、町との調整に係る相談というのも実際あっております。具体的には、最近の相談としては間所の区長から川角間所線、川角橋から間所の集落の入口までの延長約4.4キロのうち3キロの区間については、町で管理していただくように要望書が昨年提出をされております。これまでも山間部を対象に幾つかの路線について、同じような要望があって、町での管理に移行して対応しているという現状であります。

道路に対する最近の要望としては、地域を代表する区長から、主に道路側溝の整備や路面の補修です。それと一部道路拡幅などの要望が上がってきている状況にあります。

○4番（福本 悟君） 野口課長に再度確認をさせていただきます。この地域の課題とか要望、この収集方法、言葉の中に囑託区員、これは定例会を利用されているというところで認識をしいですか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど具体的な事例を申し上げましたけれど、これは間所の代表する区長から区の見解として要望書が自主的に出されたというところになります。区長会定例会においては、総務課で町への意見・要望書ということで、様式を作っています。それを区長に配布をされておりますので、そういう道路の問題に限らず、いろいろな意見・要望が区長から町へ出ていくという、今取り組みをしているというところです。

○4番（福本 悟君） 囑託員の定例会を利用しているというところですね。はい。

次の質問になりますが、実は、昨年7月27日に議会主催の議会報告会が開催されました。その中で、救急車や消防車も入れない道路があると。コストコの町道を造るため大きな予算が使われている。矛盾ではないかという質問がありました。野口課長、町内には、この緊急車両が通行できない道路、その把握、またその対策はどのようになっていますでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 最近の救急車それから消防車の車両について、以前より大型化し

てきているという実態の中で、集落内の道路について当該車両通行に影響を受けているという情報も一部の地域から入ってきている状況にあります。特に、幹線道路から入り込んだ集落内までの狭隘な道路で問題が生じているという一部情報も入ってきております。

このような中で、御船町の震災復興計画に掲げてあります安全・安心住環境創出プロジェクトとして、防災上の課題も含めて、狭隘道路に係る避難路確保に向けた整備が掲げられております。現在、今城地区の集落内の道路拡幅について地元区長をはじめ、各地権者の協力をいただきながら、道路の拡幅計画を進めているというところであります。

○4番(福本 悟君) 実際、私も町内の、この緊急車両が通行できない道路ということで、たくさん道路を、実は昼間軽自動車でもゆっくり行かなければ危ないような道路も御船町には存在します。これは町道です。小さい車でも、もう油断していたら路肩から外れるとか、そういうところがありますので、このあたりはまず囑託員と連携をとって、先ほど課長が言われましたように、震災復興計画ですか、そちらのほうを励行していただければと思います。

1点目の道路行政の推進ということで、大きいところは先ほどの草刈りの問題です。それとこの緊急車両の問題です。町民の皆さんからの、どうしてもこれはどやんかしていただきたいということで、今回質問させていただきました。

3点ほど、最初に私のほうでまとめてみました。まず、この道路というのは繰り返しになりますが、通勤や通学、買い物、要は町民の生活を支える基盤であるということです。安全で安心な道路の整備が必要であると。まずは、これが1点です。それと、町道というのは、道路法上は、先ほど繰り返しになりますが、それぞれの町が所有し町が管理するということですね。そこを認識できましたので、路線員とか、今後検討いただければ、地域の住民も非常に助かる。ただ、住民の皆さんは、やはり地域の草刈り等はやはり自分でしたいと、そういう気持ちなのです。ただ、現状としては、実際もう草刈りが本当の集落内ぐらいしか多分できないかな。区域内という大きいんですね。もう何キロもあるところがありますので、そこはやはり見直しが必要だと思います。

それと、それぞれの行政区内の課題とか要望です。これは町と地域のコミュニティです。連携を図っていくことが一番大事だということ考えています。

今、町では町長が「お伺い行政」を進めておりますので、これも一般質問を今後していきたいと思っておりますけれども、そちらの状況も確認していきたいなと思っております。

では、2点目の質問に入っていきます。防災対策を振り返ってということで、まず初めは、防災訓練についてであります。平成28年の熊本地震、この震災で得た経験、教訓を風化させないために、昨年令和元年11月24日、第1回の総合防災訓練が実施されました。町としては初めて取り組まれたこの訓練、町民の皆さんが大変期待をされたのではないのでしょうか。ここでこの訓練を振り返り、この訓練がどのような訓練が実施されたのかを伺います。またこれらの訓練で得られた成果・課題を踏まえて、今後この訓練をどのように進める方針であるかを伺わせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 防災対策を振り返りについて、返答させていただきます。

まず、防災訓練の内容につきまして説明を申し上げます。訓練は、昨年11月24日、日曜日の午前8時30分に震度6弱の地震が発生した想定で行いました。訓練の対象者につきましては、各地域の自主防災組織及び町職員としました。自主防災組織については、各組織の計画に基づき避難訓練や安否確認、炊き出し訓練などが行われております。

また、町職員につきましては、初動期の情報伝達訓練を中心に避難所対応や個別案件対応の訓練を実施してまいりました。訓練で得られた一番の成果は、全町的な訓練ができたことです。また、災害発生時の動きや情報伝達のイメージができて、災害に対する意識づけができたことです。

今回、このように全町的に実施する訓練は初めての試みでしたので、課題を洗い出すこととともに、目的の1つとしてまいりました。今後は、地域からいただいた課題や提案、また職員からの意見等を踏まえながら、より実践的で実りのある訓練にしていけたらと考えております。

また、訓練の想定も地震だけでなく、洪水や土砂災害なども想定し、発生して数日後を想定した訓練も行っていきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 総務課長、1点だけ確認をさせてください。

職員の行動について、もう少し詳しくお願いをいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、この訓練の目的が大きく2つあります。1つが、私たち災害を受けた教訓を災害本部活動に生かすことです。災害が発生またはその恐れがある場合は、災害対策本部を設置します。その本部への情報収集や指示伝達、災害対応活動に生かすことです。この分につきましては、職員が対応するということとなります。

それと、2つ目が地域防災力の向上です。地域の災害への対応能力や日頃からの防災能力を向上させることが重要ですので、今回の目的といたしました。その中で、職員の動きということでもあります。今回は、地震が発生したという想定であります。それで、まず災害対策本部を立ち上げるというところから始まっていきます。そしてその後、職員におきましては各担当業務、いろいろな情報等が入ってきますので、その取りまとめを行いまして、防災対策本部に上げる。そしてまた、防災対策本部から指示を行うという訓練の内容となっております。情報伝達の訓練が主なものとなっております。

○4番（福本 悟君） それでは、総務課長、地域住民に対する防災意識の向上、どのように考えておられますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の、昨年行われました防災訓練におきましても、地域のほうにまず嘱託員の定例会等で事前に説明をしまして、訓練参加を募ったところであります。今回、18地区の組織において、この防災訓練に参加をいただいております。主なものは、炊き出し訓練だったり安否確認、避難訓練等をされております。今回、18地区ということですのですべての嘱託組織が参加されたわけではありませんので、今後は、地域防災力の向上という観点から強化するためにも、自主防災組織への訓練の参加をお願いしていきたいと思っております。

○4番（福本 悟君） 総務課長、今、18という数字は、これは17ではないですか。間違いないですか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、再度17のほうで確認しましたところ、18区が参加をされていたということで、18地区でした。

○4番（福本 悟君） それでは、令和2年度、次年度のこの訓練の予定について伺わせていただきます。

○総務課長（藤野浩之君） 防災訓練につきましては、継続して行っていくということが必要だと思います。令和2年度におきましても、各自主防災組織または企業等に参加を呼び掛けまして、総合防災訓練を実施したいと考えております。

各地域におかれましては、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自分たちで考えられた訓練の実施をお願いできればと思っております。来年度以降も防災訓練は実施していきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 地域防災計画です、そちらにも書いてありますように、やはりこの訓

練というのは継続していただくこと、これが一番大変重要なものだと考えております。今年も、昨年行われました訓練の成果、課題を踏まえて、継続して次年度も引き続きこの防災訓練を実施していただくことが大変重要であると考えております。

訓練に当たっては、目的を明確に、また実践に近い訓練をより多くの町民の皆様が参加できるような訓練が大変重要であると考えます。

それと1つ紹介ですけれども、この地域住民に対する防災意識の向上については、熊本県における自主防災組織の支援事業というものが係には来ているかと思っておりますので、こちらを有効に防災体制の充実と強化に取り組んでいただきたいと思います。

では、次の2番目の、防災行政無線について伺いをします。平成31年4月、防災情報等を収集し、また住民や関係施設に対して防災情報等を周知することを目的に防災行政無線が開局をしました。昨年の第3回定例会6月会議の一般質問において、町民の皆さんから無線の声が聞こえない、聞きづらい。こういう声をいただき、この難聴地域に対して対応策を伺ったところであります。答弁としては、「調査を行い、検討していく」とのことでした。しかしながら、住民の皆さんから「今もなお聞こえない、聞きづらい」との声をいただいております。

町長はこの防災行政無線の落成式の中で、「迅速で正確な情報伝達で、安全・安心なまちづくりにつなげていきたい」とあいさつをされております。この難聴地域に対して周知の方法及びどのように調査が行われ、その結果として、どの程度改善できたのか、伺います。

○町長（藤木正幸君） 防災行政無線について、聞こえない、聞こえづらい地域については、嘱託員定例会そして民生・児童委員会、その他私が発言できるところではお知らせをしております。やはり、地域において聞こえづらいというところを私も耳にしております。その中において、どうしても聞こえづらいときには、戸別受信機を申し込みくださいとしております。今鉄塔が建っております。今これを増やしていくということは不可能に近いです。これから先、また数年後に検証して建てていくことはできると思っておりますけれども、しかしながら今できる最大の効果を発揮するには戸別受信機を各家に配置するということになってくると思っております。

議員の皆さん方にも、もし聞こえづらいというお話がありましたら、ぜひとも総務課にお尋ねいただきたいと思います。それらを中心に努めてまいりますので、よろしく

お願い申し上げたいと思います。

その他質問につきましては、担当課長より説明させます。

○4番（福本 悟君） では、総務課長、現在の戸別受信機の貸与戸数について、何戸で、御船町世帯数の何%に当たるか、お願いをいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

戸別受信機につきましては、2月末現在で264世帯と110の施設に対応しているところです。御船町の世帯数が7,109世帯ということで、戸別受信機の割合につきましては、全世帯の3.7%となっております。

○4番（福本 悟君） 世帯の3.7%ということですね。非常に少ないなと感じております。

それと次、申請をされてから設置までの関係で、2点ほどお伺いします。申請はされているものの、まだ工事が完了していない件数は、どのようになっていますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

申請後設置が完了していない戸数につきましては、現在67戸がまだ3月までに完了しておりません。そのうち3月完了予定が、30戸が完了予定となっております。そのほか、申請者の方が入院をされていて、どうしても4月以降でないと設置できないという世帯が10世帯、それと申請はされましたけれども、相手方と、申請後は連絡がとれないという世帯が7戸あるということ。それと残り20戸については、今、日程を調整中ということで、この申請につきましては、申請者の都合日程等に合わせて設置をしていきますので、その調整に時間を要するところはあるかと思えます。

○4番（福本 悟君） この申請から設置までの期間、大体どれぐらいでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

申請から設置まで何カ月でやるとかいう、特に期間は設けておりません。これは申請者の都合にもよりますので。それで、申請があった分につきましては、月締めでまとめ、業者に依頼をしております。その後、業者から直接申請者へ連絡をしていただき、日程調整を行っていただいているというところです。今のところ申請件数がちょっと多くなっておりまして、おおむね3カ月程度の期間をいただいているという状況になります。

○4番（福本 悟君） では、総務課長、このような難聴地域が今もなお発生している。その一番の要因は何と考えられますか。

○総務課長（藤野浩之君） 今言われたとおり、聞きづらい、聞きにくい、聞こえないとかい

うことを発生している地域があります。考えられる原因といいますと、やはり地形的な問題、山や谷、建物などが障害物となって考えられます。また、近年の住宅につきましては、高気密、高断熱性の住宅が多く、中でテレビ等を視聴されていれば、なかなか聞こえにくいという状況もあるかと思えます。

それで対策としましては、聞き逃した場合の電話対応、電話があります。これは281-1721ですけれども、これにお電話いただければ、また同じ音声を聞くことができるとか、またメール登録等で同じ内容の情報を受信することができるということになっております。ただ、やはり町としましては、聞こえない地域、聞きづらい地域につきましては、戸別受信機設置の推進をやっているところであります。議員の皆さんからもそういった周知を、先ほど町長も言いましたとおり、議員の皆様からでも周知をしていただいて、聞こえない、聞きづらい地域については、戸別受信機の推進を図っていきたいと思っております。

○4番（福本 悟君） 最後の質問に入ります。

今、総務課長から答弁をいただきました。1つ考えられるのは、あくまでも町は申請主義ということで、それも1つの原因かなというところで、あくまでも申請をしなければこれを付けていただけないとか、それも1つ考えられるかなと思えます。

最後の質問ですけれども、この難聴地域に対する今後の対応と、予算を含め、再度総務課長から答弁をいただきたいと思えます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この防災行政無線は人を助けるための道具です。できる限り多くの家庭にこういった防災情報を伝えていかなければならない、全員に伝わるようなものでなければならぬと考えております。そのためには、聞こえない、聞きづらい地域の御家庭におきましては、先ほども申しましたとおり、戸別受信機を設置していただくことが一番望ましいのかなと考えております。

今後、予算化をしながら推進をしていきたいと、聞こえない、聞きづらい地域の解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 今後この難聴地域に対しては、戸別受信機をとということで、回答いただきました。繰り返しになりますが、町長のあいさつの中には、キーワードは安全・安心なんです。そこを忘れてはいけません。キーワードは安全・安心ということです。やはり職員の皆さんが町長とワンチームになってこの迅速で正確な情報の伝達です、取り組ん

でいただくことを期待して、質問を終わらせていただきます。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○8番（岩永宏介君） 質問事項が2つありますが、まず、最初の質問事項1、地域資源を生かした地域づくりについての質問の趣旨について、申し述べます。

本町には、「緑と清流と史跡の町」と標榜するにふさわしいほど、豊かな自然に恵まれ、地域ごとに優れた歴史遺産があります。私たち町民が、これらの価値、魅力に気づき、外部に発信することで交流人口を増加させ、ひいては移住・定住の促進につながるものと考えます。

以上の趣旨に基づく個別の質問並びに再質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の地域資源を生かした地域づくりについて、お答えいたします。

議員の御質問にもありますように、御船町には緑と清流の自然遺産や地域ごとに優れた歴史遺産があり、豊かな自然に恵まれ、地域に貢献した偉人を多く輩出しております。地域の資源を生かした地域づくりにつきましては、地域関係者が一体となって取り組み、豊かな自然と優れた歴史の価値や魅力を発信することで、交流人口と移住・定住の促進につなげたいと考えております。

また、自然と歴史を生かした観光産業の育成につきましては、第6期御船町総合計画において第4章、人が集う御船町基本施策の観光交流促進で、御船町の魅力を発信してまいります。観光資源の活用により交流人口が増加することを目的に、さらに関係機関との連携を強くしたいと思います。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○8番（岩永宏介君） 町長と私の認識というのが同じだと確認をしたところです。

そうしましたら、再質問にいきますが、まず自然遺産として飯田山と軍見坂、私は七滝、上野の出身なものですから、いろんなほかの辺田見山をはじめとしてあるのですが、今日は限定して、とにかく山間部のほうの歴史遺産等についても山間部に限定しますので、そういうつもりでよろしくお願ひしたいと思います。

飯田山というのが、ここからも遠くに見れるわけですが、飯田山のことについて、まず質問したいと思っております。担当課長に聞きますが、飯田山は町民にとってどのような山か、御認識をお答えいただきたいと思ひます。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

飯田山につきましては、標高431メートル、御船町から見て富士山に似ているということから御船の富士、木倉の富士と地元では言われるということでお聞きしております。足水地区では初日の出の参拝や子ども会や小学校のレクリエーション等で登られていたとお聞きしております。また、町境はほとんど益城町であり、麓の周辺が御船町の民地で、益城町では平安1140年、1150年頃に建てられた天台宗の常楽寺を参拝される参拝客や観光登山等で頻繁に利用されている町の観光施設ということでPRされております。秋の紅葉シーズンは見事な景観が楽しめ、特に五里木から眺める飯田山の紅葉と、熊本市内、その先に広がる有明海、遠くは長崎普賢岳が絶妙な風景を奏でている姿が飯田山とマッチしているということで認識しています。

○8番（岩永宏介君） 本当に、今、御船富士という言葉が出ましたけれども、この流麗な姿をした、流れるような姿をした飯田山というのは、古い書物を読むと、どのあたりが一番見栄えする山かという、御船川と緑川が合流する地点から御船インターにかけて見える姿と、ちょっと表現は違うのですが、このポイントからがいい姿が見れるということも書いてありまして、これはそうなんです、宗心原からの飯田山が迫る姿というのは非常に魅力があります。

それで、今課長がおっしゃったように、今でも、町内の小学校、中学校の校歌にも歌われていますよね。それから、かつては児童生徒あるいは町民が盛んに登った山だと思ひます。初日の出を頂上から拝みたいという人たちが賑わった山、だった山というところに注意をお願ひしたいと思ひますが、過去形です。

それは、そういう今の作田課長の認識と私も非常に似通ったところがあるんですが、こ

ここで少し観点を変えて、吉無田高原のことを考えてみたいと思うのです。吉無田高原は、今、さっきは過去形だったのですが、今町当局、地元住民、特定非営利活動法人愛郷吉無田、そのほかが連携して、夏祭りはもとより、星の森ヴィラのオープンも含めて、フットパス、マウンテンバイクフェスタ等々のイベントを次々と開催し活況を呈していますね。本当にこれは、関係者の皆さんの尽力に対して改めて敬意を思います。

それで提案なのですが、吉無田高原を舞台にしたこの地域おこしの取り組みは、やはり高く評価されるだろうと思います。だから、地方創生大賞というのがありますが、そういうのに応募する動きがあってもいいのではないかと考えております。担当課としてそのような考えはないか、お尋ねしたいと思います。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

岩永議員がおっしゃいますように、吉無田高原は豊かな自然と草原、そして素晴らしい景観を秘めている未来へ残す里地里山として生かしていきたいと思います。地元に対する地域住民の意識が高まり、平成29年度の5月に特定営利活動法人愛郷吉無田が結成され、地元をはじめ、各町内外から会員を募り、活動をされている状況です。吉無田の魅力の発信に尽力されており、今おっしゃいましたように、国有林を有した森の学校とか、MTB大会の運営等もされておりますので、今後、御船町の観光協会、商工会と連携を密にしまして、地元住民を核にした全体の盛り上がりをした組織を作っていただきまして、今言われました地方、これは地方再生大賞だと思いますけれども、のほうに推薦して、もう少し、活動に振るっていただきたいと思っています。

そして吉無田の緑豊かな自然の歴史の聖地として、観光拠点を推進していただければという願いがあります。

○8番（岩永宏介君） ぜひ、地元や関係組織・団体等と連携されて、協議を進めてほしいと思います。

ちょっと横に逸れましたが、話をまた飯田山に戻します。この飯田山、先ほども申し上げたとおりなのですが、もう1つ、この飯田山にちなむ話を聞いたことがあります。こういうことです。

太平洋戦争が終わって、外地、戦地から引き上げてくる兵士、いわゆる復員兵士の方々は、熊延鉄道の御船駅に降り立ち、飯田山の姿を目にしてやっとふるさと御船に帰ってきた。帰ることができたという感慨に浸ったという郷土史家の話を、その方の涙混じりのそ

ういう話を聞いて、今でも忘れることはできません。だから、御船から出ていった人たちにとっては、飯田山は心のふるさとであります。また、飯田山は町民から愛され親しまれてきた歴史があると思います。しかしながら、先ほど見たとおり、吉無田高原と飯田山の置かれた今現在の今日の状況は、非常に対象的です。町のシンボルとも思える飯田山の活用策はないのか、担当課にお聞きします。

○商工観光課長（作田豊明君） 飯田山の活用につきましては、まずは民意の活動、行動に期待したいと思います。御船富士、木倉富士と言われましたように、由来を世間に多く広げていき、魅力と認知度を高めていただきたいと思います。

○8番（岩永宏介君） 確かにそうだろうと思います。行政に何でもやってほしいということというのは、もう今の時代、そういうことはまずもって考えられないと思います。

先月の14日、2月14日の午後に飯田山に登ってみました。九州中央自動車道の工事用道路ですか、立派なものが、物すごく幅広い農道が、集落のほうからずっと九州中央自動車道の下まで続いています。途中までが行く行くは町道に編入されるのでしょうか。その町道が終わる、高速とぶつかる場所に車を置いて、トンネルを抜けて、高速の下のトンネルがありますので、そこに行って登って見たのですが、登山道路がきちんと残っているのです。そういう登山ルート of 整備・復活をやっていただきたいというか、私たち地区の住民も含めて、そういうのができないかなと考えておりますが、担当課のこれに対する見解といたしますか、そういうのをお聞きできればと思います。

○商工観光課長（作田豊明君） 先ほど登山ルートということで、私も実際行かせていただきました。途中まで農道も広くなりまして、九州中央自動車道に打ち当たって、途中で私は断念したんですけれども、今後、地権者はもちろん、地元住民の民意が、登山ルートとして御船町から飯田山に登りたいという要望が上がってくれば、またその周辺の高木の自然運動公園、熊本野鳥の森も視野に入れた自然・野鳥の散策とか、また天君ダムの白亜紀の地層を生かした化石発掘現場も含めた生かし方を検討できればと思います。

このような計画は、やはり地元地権者の協力が不可欠となりますので、ぜひご協力いただき、新たな観光開発と体力増進、運動の健康づくりの面からも、民意の団体の積極的な活動に期待し、事業化を協議していければと思います。

○8番（岩永宏介君） 簡単に登山ルートといたしますが、例えば地権者、所有者の方々、それから上のほうは上に登るほど益城町のところにもなりますし、そういう困難なところがあ

るかと思いますが、こういうのはやはり何か欲しいなど、吉無田高原の地域おこしがモデルとなって、官民一体となった取り組みを実現したいと考えております。

それで、登山ルートの復活といいますか、整備は多くの面でメリットがあると思います。担当課を違うところに向けたいと思いますが、健康づくり支援課、本田課長はどんなふうに思われるでしょうか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） お答えします。

健康の観点から申しますと、筋力の衰えは老化を早め、心身の活力が低下します。特に脚力が落ちますと、外出が減り、引きこもりがちとなることで、話し相手も減り、認知機能の低下にもつながり、要介護状態へと進むと考えられます。しかし、歩くこと、体を動かすことで、筋力や若さを維持し、健康的に生きられます。

登山ルートが復活の折には、商工観光課、社会教育課と連携し、健康づくり推進協議会や健康づくり地区推進会に研修におきまして、利活用を協議したいと思います。

○8番（岩永宏介君） 御船町には、御船川沿いの町内の道路、散歩・散策道路がありますが、あのあたりも結構利用されている方がいらっしゃるんですね。それと、もう1つ、益城からは非常に整備された登山道があるのですが、あそこをもっと生かせるというか、向こうから今度は木倉のほうに下りるとか、周遊できるし、上のほうに行ったら抜群にお鉢めぐりというコースがあって、ここもちょっとそのまま行くと危険なところもあるのですが、地震の影響でしょう。抜群に観光資源としてはかなりできると。そして場合によってはそんなに経費もかからないのではないかなと考えています。

今、本田課長がおっしゃったように、介護予防、健康寿命を延ばすことにつながる、経費もそんなにかからない提案ですので、ぜひ地域住民を巻き込んだ形でやっていきたいなと、お願いしたいなと思っております。

それから、今度は軍見坂です。軍見坂を観光資源ととらえることはできないか、担当の作田課長、お願いしたいと思います。

○商工観光課長（作田豊明君） 軍見坂につきましても、軍見坂は、県道221号御船田代線で、現在マミコウロードと九州中央自動車道の開通に伴い、車両の台数が今激減している状況になっております。数十年前、春の桜のシーズンになりますと、ソメイヨシノが満開となり絶景の桜ロードということで、今思い出しているところですけども、現在では単県事業で継続した道路改良、カーブカット等で幅員が広くなり、安全面では多少解消されては

おりますが、桜の木は残念ながら50～60年経っている関係上、管理が届いていない状況でありますので、昔の面影はありません。

今後、観光資源としましては、熊本県から宮崎県へ行く日向往還街道、これは大体34里、136キロのルートで、現在上野の五里木地区には五里木の碑が建って、御船には四里木、五里木、六里木と八勢まで続いている史跡がありますので、これを生かした史跡探訪、里山ウオークとかを観光ルートとして、観光協会で紹介するなど、軍見坂と飯田山の自然の景観を一緒に生かせればと思います。

また、整備面におきましても、これも地元の協力、民間の自助努力、また協力もぜひ必要だと思いますので、これを生かしながら、当時の素晴らしい街道が蘇ればと思います。

○8番（岩永宏介君） 桜は今非常に素晴らしい表現をされたのですが、絶景の桜ロードと言われましたが、あれは、今も古木になっておりますが、老木になっておりますが、桜は、それはたしか役場の職員の方々、それも七滝在住のということだったのでしょか。そういうふうなことをずっと若い頃聞いたような記憶がございます。まあ、そういう形で、老木に代わる樹木、桜でもいいんですが、そういうやつをみんなで植えると。あるいは、そういうことです。そして観光資源とする。それから里山ウオークの1つのルートにするとか。それから、

軍見坂をだんだん上っていきますと、標高が高くなるにつれて、眺望もぐいぐいよくなります。ただ、今は残念なことに、やはり里山が整備されていけませんので、眺望の邪魔になる樹木というのがありますので、この前、その何人かの土地所有者の方がおられると思いますが、1人だけ、1人を見つけたものですから、その方にちょっと邪魔になるところがあるというか、直接邪魔になるとは言いませんけれども、妨げるそういう樹木があって、「切らせてくれんですか」という話をしましたら、「もう、どぎやんでんしてください」とおっしゃるんです。だからそのあたりの理解はあると思いますので、ぜひそのあたりをまた地権者を教えていただければ、ボランティアでやろうという人間もおりますので、そういう形で景観を少しずつよくしていきたいと思います。

ぜひ、行政でも、今課長がおっしゃった形で進めていってほしいと思います。

ちょっと急ぎますが、今度は、私はこの歴史遺産としては、八勢の目鑑橋と、それに続く石畳です。これは最高レベルの歴史遺産の1つだと思います。これは、上野の八勢集落にあるわけですが、八勢集落では、この前に被災したこの目鑑橋が、おかげで、御船町執行

部の努力によって、それから工事業者の努力によって見事に修復ができました。非常に、その頃八勢の集落の人たちは、もう今か今かと待っておられて、できたから、物すごく喜んでおられました。ここは、集落が非常にまとまりのある集落で、昔で言えば寄り合いという定例会を毎月行って、結束が非常に、絆の強い集落であります。目鑑橋と石畳を非常に大事にされて、地区住民で守ってこられています。観光客が時々といいますか、見えますので、周囲の清掃もされたりして、そして最近ではフットパスにも取り組んでおられます。けども、あんまり若い人たちが多くいわけでもないですけども、高齢者の方々が取り組まれています。

そういうのをぜひ、やはり行政としてできる限りの支援をお願いといいますか、そして、石橋、目鑑橋の魅力の発信をしっかりとしてほしいと思っております。この発信はどんな具合でしょうか。できているのでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） 八勢目鑑橋は、今から135年前に日向往還の難所と、八勢の谷渡りということで、林田能寛さんが私財を投じて造られたということで、県の指定文化財にも認定されている場所として、町の観光課でも観光ルートとしてしっかりPRして、緑川流域の石橋の虎の巻の中でも御船町の石橋を回って石橋探訪のコースを作られているところです。

町でもいろいろな観光案内所での案内と、観光ホームページを利用したPR等に今発信をしているところです。

○8番（岩永宏介君） ホームページ等の発信についてはよくわかるんですが、何かもうちょっと失礼ながら、もう少し角度を変えた発信ができないかと。私がアイデアを持っているわけではないけれども、そういうことで、あの石畳、目鑑橋の発信をぜひしてほしいと。訪れる人が最高に感激する資産だろうと思っております。

続きまして、元禄・嘉永井手と九十九折トンネルの魅力の発信はどのようにしておられますでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） 元禄・嘉永井手と九十九折トンネルの価値といいますと、先人の遺業が今残されているため、恩恵は偉大なものであるということで、後世に今続けてつなげているところがございます。現在七滝土地改良区が管理され、中山間の農業の形成がなされており、魅力の発信としては中山間の農家への潤いではないかと今思います。

先ほどの八勢目鑑橋も水道橋ができていろいろな観光面にもPRをしていかなければい

けないと思いますので、この元禄・嘉永井手、約28キロにわたり造られた資産をしっかりと私達もPRとか観光につなげていきたいと思います。そして、また関係者と一緒になって、いろいろな活動で取り組みをしていければと思います。

○8番（岩永宏介君） 九十九折トンネルにしても、これは本当に、中をくぐってみますと、すごい施設だなと感じます。これも世界かんがい施設遺産として登録申請する必要があるんじゃないかなと思っています。このあたりについて、担当課ではどんなふうに考えますでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

九十九折トンネルは歴史的にも技術的にも大変価値のあるかんがい施設と認識しております。御船町の中山間地域農業を広く県内外にPRできないかと常々考えていたところですが、そうした折に熊本地震復興祈念行事といたしまして、第1回世界かんがい施設遺産全国大会 in 熊本が開催されるという情報が入ってまいっております。現時点、全国で39の施設が登録され、県内では、山都町の通潤用水や白河流域かんがい用水群など4件、こちらは全国で最多が登録されている状況ですが、この登録を得るということは、御船町の中山間地域と農業をPRする上で、大変大きな効果があると期待できるものと言えます。

そこで今回、令和2年度当初予算におきまして、本町も他の1市13町と連携いたしまして、大会の負担金を計上しているところでございます。この大会を機に、地域や土地改良区、役場関係課が連携し、登録に向けて協力していければと考えております。

○8番（岩永宏介君） 私は非常にびっくりしたんですが、ここをもうずっと、世界かんがい施設遺産として登録申請すべきだと考えていたのですが、地震の後、その地震でまだ復旧が、ここも非常に困難を極めて、地元の人が落札されて、それを実際に見にいったのですが、非常に苦勞して土砂を上流のほうに上げられました。その工事の前に、中に立ち入ったのですが、もう以前はみんなやはり小学生も中学生も、ガイドがついて、そこをくぐっていたんですけども、地震後だったものですから、地震後に入りましたので、非常に恐かったのですが、入ってみるとそう中が崩れているわけではなくて、燭台を灯して、ローソクを灯して削っていったわけですが、その燭台のところが残っていたり、あるいは両側天井も、部分的にですが、全部ではありませんが、きちんと石組みで造ってあるんです。これはすごいなと思いました。

そういう意味で、第1回世界かんがい施設遺産全国大会 in 熊本というのが開催されるというのを、つい最近課長から教えていただいて、これは非常にタイミングがよかったなと思っているところです。ぜひ、これは元禄・嘉永井手とセットで登録申請ができるならいいと考えますので、ぜひ、強力に役場とか、七滝土地改良区などとの関係組織と早く協議を進めて、あるいは先進地に行って、4つ、全国大会の4件がありますので、熊本県を視察に行かれて、抜かりなくそういう手続をやっていただけるならと思います。

あと、郷土の先哲、役場の駐車場のところに、郷土の先哲の碑がございますが、あれが建立された以降について、どういう動きがあるか、あっているのかをお尋ねしたいと思います。郷土の先哲、5人の先哲の価値、これも魅力の発信はできているかということで、担当課にお聞きしたいと思います。

○社会教育課長（沖 勝久君） 議員の御質問にお答えします。

郷土の先哲、5人の先哲の方々の価値、魅力の発信はできているかということですが、図書館に郷土の本のコーナーを置き、『御船町史』や『御船風土記』『御船史跡記』などの書籍を配置するとともに、冊子であります『5人の先哲』を作成し、小中学校に配布をしています。また、昨年10月末ですが、兵庫県丹波市から子ども恐竜大使が本町を訪れました。その際には、郷土の偉人や、先ほど議員がおっしゃった八勢目鑑橋、また木倉の門前川目鑑橋などの歴史遺産の学習を行いました。その子どもたちがまた地域に帰り、学習発表の機会などを通して、こういった形の歴史の遺産について二次的な大使の皆さんが地域で発信をされたと聞いております。

○8番（岩永宏介君） こども発信について、広報とか発信の方法とか、そのあたりを工夫して行っていただきたいと思います。

先ほど申しあげました5人の先哲の碑ができて、その後の状況について、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○社会教育課長（沖 勝久君） 5人の先哲の方々については、先ほど触れましたけれども、冊子の『5人の先哲』や、また道德教育資料で「伝いたい心」というのがありますけれども、それを発行して、各学校への配布であったり、また紙芝居を使った学習などがあっております。また地域でも能寛祭、宮部兄弟慰霊祭、光永平蔵祭などを偲ぶ、お祭りが開催されており、郷土の先哲の遺徳を偲び、顕彰碑などを建立して、後世に伝える活動をされています。

また、5人の先哲以外にも、木倉太郎兵衛さんの遺徳を偲んだ劇を発表した学校もあります。

○8番（岩永宏介君） はい、わかりました。能寛祭とか、これは八勢集落で行われているものだろうと思いますが、あと、宮部兄弟慰霊祭については、やはり地区住民の方々が毎年こういうのをやっておられますし、光永平蔵祭については、土地改良区と地区の西上野のほうで、春と秋に行われているということなのですが、松崎慊堂先生についてが、かつてはそういう顕彰会等の組織があったやに聞いておりますが、ここも何とかできないかなと考えますが、この方が儒学者として招かれたのが掛川藩です。今の静岡県の掛川市、ここについて、実は2年ぐらい前だったでしょうか、議員4人で掛川市、それから松崎先生の墓がある東京目黒の眺世院というお寺を訪ねたことがありました。ここは、儒学者として召し抱えられ活躍した掛川藩は、ものすごく財政的にも豊かなのです。さまざまな資料館、美術館とか、いろんなのが、そういうものがありました。このあたりにはあるかないかわかりませんが、松崎先生に関する資料もたくさんあるんです。だから、このあたりも今後の課題だろうと思いますので、ぜひ役場職員の方、関係する担当職員の方を派遣するか、そういうのがあれば、非常に今後新たな展開が期待できると考えます。

ここは町長に、その件についてどんなふうに、感想をお聞きしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 松崎先生の本をひもときますと、やはり掛川藩に通じるということも私も認識しております。また、東京では、碑が建っておりますけれども、相当素晴らしい碑が建っております。全国に名を轟かせた松崎先生の遺徳を偲んで、残された私たちも後世に伝えていくべきだろうと思います。5人の先哲とともに、松崎先生の思いを伝えていく、そういったものを役場の中でも考えてまいりたいと思っております。

○8番（岩永宏介君） すぐということではないのですが、そういう研究あたりをやってほしいと思います。

それから、優れた歴史遺産がたくさんあるわけですが、まず、御船の歴史について知る。それから、町外からいらっしゃった方に、私たちが自信を持って紹介する。そして、その先には交流人口が増える。移住・定住もはかどると。そういう形です。そういうのを考えるのですが、そこで町の歴史を知る上で、格好のガイドブックとして、皆さん考えておられる読み物というのはあると思うのですが、私はこれは非常にやはりこの『御船風土記』です。これは、1986年御船町教育委員会と書いてありますが、これはよくわかり

ませんが、郷土史家の丹生静男さんです、役場職員だったと思いますが、あとがきに丹生静男と書いてございます。それとか、郷土史家の方々、沖田先生とか奥田盛人先生とか、そちらの協力あたりもあったんだろうと思いますが、ができているのですが、これは読んでみますと、物すごく何か読み物としては、実際正しい歴史的な事項を述べてあるのです。そしてわかりやすい。こういうのを横に置いてもてなすということもやはり大事じゃないかなと思います。町民みんながガイド、歴史ガイドといいますかね。もう歴史的なブームでありますので、歴史に関しては、これの再発行あたりも、これは予算を伴うと思うのですが、できはしないかなと考えるのですが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

『御船風土記』の増刷についてということですが、1987年に第2版を出しております。それを最後に現在のところ行われていないのが現状です。議員の御質問の中にもありましたとおり、増刷を行う際は当然予算が伴いますので、予算につきましてはクラウドファンディングであったりふるさと納税の活用など、幅広く財源確保の方法を探りながら増刷に向けて検討するというところでございます。

○8番（岩永宏介君） すぐということではありませんが、頭の中に入れられて、そういうのを進めて研究を進めてもらいたいと。

それから、これは急を要すると思うのですが、数日前郷土史家、さっき申し上げました奥田盛人さんの自宅、奥様がおられますので、そこを訪ねました。それともう1つは、軍見坂の上り口のところに楠田さんという方が住んでおられますが、ここは九十九折トンネル掘削に当たった当時の測量技師楠田順喜という方が、技術を持ってあのトンネルの掘削の指導をされたわけですが、その子孫の方が住まわれているのですが、そこも訪ねてみましたら、奥田先生のところには膨大な書籍と資料があります。それから、楠田家についても、「どうぞ御覧ください」と言われたんですが、そこは、私も専門ではありませんので、また当時の文書があるということでしたので、後日誰かと連れだつて見させていただければということで、その日はもうそこで終わりました。

そういうことをやっていたら、ここの、今度は奥田盛人さんの息子さんから手紙が届きまして、奥田先生が持つておられる文書それから書籍を、自分としては大事に、自分でも読もうと思っているけれども、とにかく膨大な書籍だと。だから、その処理について、非常に今頭を悩ませていると。そのまま置いていたって、あんまり有効な活用ではないと。

だから、そのあたりをもうちょっと取り扱いについては考えましょうということで話をしたのですが、面識が全くなかったのですが、そういうお話をしたところです。

それで、ここに限らず、ほかにも今まで郷土史家の方々が町内にたくさんおられますので、今のうちに何があるかです。どなたの家に何があるかというぐらいの調査というのは始めていかないと、もう散逸するといえますか、あちこちに行って、結局わからなくなってしまふ。貴重な資料が行方不明になるということは絶対出てくると思います。この当面資料等の把握は急務と考えますが、担当課長はいかがでしょう。

○社会教育課長（沖 勝久君） 郷土史家の先生方がお持ちになっている資料の収集や保管ということですが、先生方以外のことでもありますが、『御船町史』を編集する際にお預かりまたは提供した資料につきましては、コピーできるものはコピーをし、委員会で保管をしておるところです。

しかしながら、議員の御指摘、御質問の中にありました個人で持たれているもの、また郷土史家の先生方がお持ちの資料については、現在のところ委員会でも、そのすべてを把握しているものではありません。資料の所在であったり取り扱い、所在の確認につきましては、今後の課題として今後整理・検討をしたいと考えています。

○8番（岩永宏介君） そういう意味で、その課題がやはりあるわけです。これはちょっと急がないといかんと考えております。

続きまして、質問項目の2番です。高齢者の生活支援についての質問の趣旨について申し述べたいと思います。

今日、高齢者が抱える困りごとは多岐にわたると考えております。行政としては、高齢者の生活実態や課題をどうとらえて、どう解決しようと考えているか。

まず、町長にお聞きします。その後、再質問については、担当課でお願いしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 2番の高齢者の生活支援について、お答えをしたいと思います。

本町において人口減少、少子高齢化の進展は大きな問題となっております。令和2年1月1日現在の高齢化率は34.4%、中山間地域では50%から60%を超える地域もたくさん存在しております。人口減少、少子高齢化が進むことにより、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えてきています。買い物やごみ出し、通院など、生活のちょっとした困りごとを抱える高齢者の増加が予想されています。

町では高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を継続するための地域包括ケアシステムの構築を進めているところであります。その事業の一環として、地域の実情や課題を把握し、新たな生活支援サービスの創出に向けて、関係課、関係機関と情報を共有し検討を始めています。

令和2年度は中山間地域で公共交通機関の空白地域を対象とした通いの場に、買い物等の生活支援を加えた認知症予防教室を新規事業として計画を立てております。

その他の質問に対しては、課長より答弁させます。

○8番（岩永宏介君） そうしましたら、再質問なのですが、高齢者が抱える困り事、今町長からもお聞きしましたが、どのようなものがありますか。どうぞよろしくお願いします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えいたします。

平成31年4月1日現在の65歳以上の独居高齢者数は721人、高齢者のみの世帯は894世帯で、その数は年々増加しています。今後、高齢化が進展するとちょっとした生活の困り事を抱える高齢者はさらに増加していくことが予測されています。平成30年度に実施した地域福祉に関するアンケート調査では、買い物の不便さ、交通環境の整備、ひとり暮らしの高齢者の暮らしを町の課題として感じている人の割合が高い結果でした。今後、ご近所とおつきあいの中で手助けしてほしいと思うことでは、病気や災害時などの緊急時の連絡の手助け、避難誘導の手助けを希望する割合が高い結果でした。

また、地域包括支援センターでは、地域ケア会議を毎月開催しています。この会議は、ケアマネージャーや介護サービス事業所職員、リハビリ職員、精神保健福祉士、社会福祉士、薬剤師、保健師、生活支援コーディネーターなどの専門職が集まる会議で、高齢者個別の課題や地域の課題を話し合っています。その中で出された地域課題には、移動の問題やちょっとした支援をしてくれる地域のボランティアの不足、例えばごみ出しの支援などが挙げられています。

○8番（岩永宏介君） いろいろ困り事というのを抱えておられるという状況なのですが、あと、もう時間も迫っておりますので、1つに、移動支援といえますか、これはこういうことです。町に住む高齢者におかれましては、できれば自動車免許証は返納したいが、返納したら、その後の買い物とか病院通いはどうなるのだろうと。だから、やはり運転をするということで、高齢になっても運転されておりますし、事故もあっております。

そういう、先ほど町長からは公共交通機関空白地域という表現がありましたけれども、

特にそこなのです。バス停までもなかなか、公共交通機関をたよりにもできないひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしでなくてもそういう方々がおられますので、そういう移動支援の問題、それからごみ出しの問題、それからもう1つが避難行動要支援者名簿にかかわっての質問を、あと残りの時間でやりたいと思っております。

移動支援、高齢者の移動支援、障がい者の移動支援については、どういう計画でおられますか。担当課にお聞きしたいと思います。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

移動支援については、NPO法人の代表者より、住民主体の移動支援について提案がなされ、関係機関と検討に入っております。次年度以降民間団体等と連携した住民主体の活動を事業化できるように検討していきます。

○8番（岩永宏介君） 実際に取り組みが始まったということで期待をしたいところですが、何かこのあたりも、先ほどもありましたけれども、地域のボランティアが不足したとか、そういうのがありますので、個人的には、そういう、将来自分も年を取ったら世話になるわけですので、今の若いうちに、少しかせできる人たちがボランティアを募って、地域のボランティアでもって、そういう移動支援を担うという形も考えられるのではないかと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと。

あと、あんまり時間がありませんので、もう1つです。ちょっと欲張りすぎましたので、1つに限ります。避難行動要支援者名簿にかかわっての質問ですが、災害時において、私が定義しますが、間違っていれば、こういうことだろうと思います。この名簿は災害時において避難が1人では困難なため、支援を必要とする高齢者または身体に障がいのある方の名簿ととらえていだろうと思いますが、この名簿はすべての人をそこに記載しているわけではないんですよね。了解があった上での方々をそこに名簿登載をしていると。それを区長、民生委員等に配ってあるわけですが、この取り扱いについて、民生委員が、ある人は、「これをもらってもこれは秘密だもんな。だけんそれを使っているいろいろ動くということもなかなか難しか。だけんどやんしたらよかったろうか」ということがあるんですよ。そのあたりは、やはりどう考えたらいいのかです。個人情報ではあるけれども、どういう取り扱いで、それをどんなふうにも活用されているのか、担当課に聞きたいと思えます。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

避難行動要支援者名簿とは、高齢者、障がい者、要介護認定者など、災害発生時の避難

などに特に支援が必要な方を名簿化したものです。災害対策基本法により対象者名簿を作成することが町に義務づけられております。現在2,616名が登録をされています。名簿の提供は、民生委員、区長、御船警察署、上益城消防署、社会福祉協議会に提供しております。

名簿を提供する目的は、要支援者の情報を関係機関で共有しておくことにあります。この名簿を普段から何かに使用することは想定されていません。災害時に避難支援を行うための資料として関係団体に活用していただくものです。対象となっている方の個別の避難計画を実行性のあるものとして事前に定めておくことが重要です。

令和2年度は対象者へ通知をし、避難場所、避難方法、避難支援者などについて、具体的な計画を立てていくことを予定しております。その際、民生委員や区長、ケアマネージャー等に協力を求めていく予定です。

○8番（岩永宏介君） 建前と言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、どうもずっと考えるに、地域の、例えば私が住んでいるのは西木倉ですが、その西木倉地域に、要支援者の1人がおられるわけですが、だから、今民生委員に常々言っているんですが、要支援者の一人一人に地区住民のボランティアでもいいのですが、誰かを割り当てると。そういうことができないのだろうかという提案をしているところですが、それについて、どこかそういう形でやっている、モデルとなるような地域がありますか。

○福祉課長（西橋静香君） 社協の事業ですけれども、小地域ネットワーク事業という事業があります。地域の要支援者を地域の方たちが見守る体制を作っていただいております。見守りたい、見守られる人という名簿が作成されております。その事業に取り組む地域では、定期的な見守り活動が実施されております。

○8番（岩永宏介君） 本当に時間が来ましたのでここで終わりますが、そういう今みたいなのを木倉で実際に何かやろうという動きがあるようですので、そういうときにはやはり行政から来ていただくということをぜひ、そういう声もかかると思います。

それで、基本的には一人一人がマンツーマンでやる体制というのが一番望ましいと思いますので、検討といいますか、命がかかる問題ですので、ぜひそのあたりを、何かあったら間に合いませんので。ただ、座って待つということではなくて、ないと思いますけれども、そういう形でお願いをするということです。

また、いろいろ提案したいと思っております。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで、1時10分まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより、午後1時10分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休 憩

午後1時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○1番（中城峯雄君） 1番、中城峯雄でございます。

矢形川の管理等について質問します。一級河川緑川水系矢形川は、上野、吉無田の広沢水川等を源流とし、洪水調節ダムとして1970年に建設された天君ダムで貯水され、御船町、嘉島町と流れて加勢川に合流しています。建設後50年が経過している天君ダムの機能低下、土砂堆積等による矢形川の流下機能の低下、さらには近年の豪雨により矢形川左岸部の今城、小坂、高木地域一帯が広範囲にわたり水田が冠水し、農作物や水田、水路等が被災しています。右岸部の木倉や高木地域の川沿い一帯も広範囲にわたり水田が冠水している状況であります。

また、町中心部における内水氾濫は、年々深刻さを増しており、大雨のたびに町民は不安を感じています。昨年、梅雨時期は小坂地区の企業立地近辺の民家一帯まで冠水が広がり、企業進出に伴ってさらに冠水が悪化するのではと懸念が地域に広がっています。冠水による農作物や水路の被害を抑え、また今後の企業進出の障害とならないよう、矢形川の管理等について質問します。

個別質問は一般席から行います。

○町長（藤木正幸君） 中城議員の矢形川の管理等についてお答えをいたします。

一級河川緑川水系に属する矢形川の河川管理者は熊本県であります。近年の局地的な集中豪雨によりこれまでも幾度となく浸水被害を繰り返し、周辺農地や周辺住民生活への影響が生じております。

矢形川の現状としては、河川断面が狭く、河床に多くの土砂が堆積しているため、下流

能力の影響があり、洪水時には宅地化が進んできている役場周辺での内水被害が頻繁に発生し支障を来している状況であります。町では、毎年熊本県へ単県事業要望の中で本河川区域内の堆積土砂及び雑草除去を強く要望しております。

このような中、本年度熊本県の補正予算に矢形川管理費が計上されました。今後、矢形川の適正な河川管理に向け継続して実施していただくことになり、町としましても安堵しているところです。町も県と連携し、適正な河川管理に努め、浸水被害解消を目指していきます。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○1番（中城峯雄君） 今答弁いただきましたけれども、矢形川の河川の草刈り、しゅんせつ、また樋門の維持管理については、今県が管理者ですという町長のお話でしたけれども、主体的にどこが実施するのですか。そのことについてお尋ねします。

○建設課長（野口壮一君） まず、建設課から、矢形川の河川の草刈りについて申し上げます。熊本県が管理する河川護岸雑草処理業務委託について、御船町との協定書が毎年締結をされております。その協定の中で、可能な限り住民の協力を得ながら業務を実施するものということで規定がされております。現在、矢形川河川の周辺地域の区や地元の関係者、並びに隣接耕作者の方々で雑草処理がなされております。県の委託金を財源に町から作業の実施者の方々へ当該委託金をお支払いしているというところであります。

河川内に堆積している土砂しゅんせつについては、当然河川管理者であります熊本県により対応すべき事項であります。

○農業振興課長（井上辰弥君） 樋門管理の状況について、お答えします。

落合樋門につきましては、平成25年度に電動式ゲートに改修され、平成26年度に県土木部と町関係課で管理についての会議を開催されておりますが、明確な回答を得られてない状況となっております。落合樋門は県の管理施設であり、御船中央土地改良区と県の間でも管理委託協定を締結されておらず、管理者が明確化されないまま現状に至っている状況です。

土地改良区としましては、洪水のたびに河川より逆流が発生し、併せて流木等がゲート付近にたまり、農業者の方からは苦情が寄せられ、苦慮されている状況となっております。

町としましては、水稻、葉たばこへの農作物被害が毎年発生し、農業生産及び所得の減収にも大きくつながりますことから、このことを非常に懸念している状況となっております。

した。このことにつきましては、今年2月7日に上益城地域振興局土木部と御船中央土地改良区、役場農業振興課、建設課、環境保全課で樋門管理を議題とした会議を行っております。この会議の中で、土地改良区からは農作物被害、またさまざまな問題点について発言され、町としましては、農作物被害の状況、内水被害状況等の説明を行い、県からは土地改良区に管理はお願いしていると引き継ぎは受けているものの、管理の委託協定が結ばれていないことは把握されていたという状況になっておりまして、この問題につきましては、早期の解決策を検討する必要があると認識し、急ぎ第2回目の会議を開催するという方向で今動いております。

○1番（中城峯雄君） それでは、まず草刈り作業からお尋ねします。ただ今の回答で、草刈りについては、御船町と県と協定書が毎年締結されて、主体的に町が実施しておりますということですね。県の委託金を財源に作業、実施者へお金を払っていますということですが、その委託金は幾らあるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 河川の護岸雑草処理業務委託の協定書の中で、年間、当初60万円でしたが、県からの調整もありまして、本年度の予算は年間50万円という額になっています。

○1番（中城峯雄君） 確かに、当初予算に60万円と計上されておりました。これは、私が野口課長にお願いをして、それは地域でもやりますと。でも、ガソリン代ぐらいやらないかと、年2回では足りないんですよね。そういうことで4カ所、落合、上高野、下高野、甘木の4カ所に60万円付きました。補正のところでまたお尋ねしますけれども、それが50万円になっておりました。

私が矢形川の草刈りについて何だろうと関心を持ちましたのは、疑問を持ったのは、平成29年度の決算書、コピーを持ってきておりますけれども、決算書で当初予算に県の支出金、県からもらう委託金です、35万円計上されておりました。それが、25万円県に返しておられましたよね。何だろうと思って私は地域の方に、25万円返しているから何だろうと思ってよく聞きましたら、甘木の農家の方が、もう草が生えて不法投棄が発生していると。草刈りでしたら、草刈り機の刃を壊してしまうと。だからもう、私が辞退しましたということで、それをそっくり県にお返しをされております。そういうことだったですね。

だから、過去のことを取り上げて申し訳ないんですけれども、私はこの草刈り作業1つにしても、町は地域任せ、県が管理者ですけれども、県は町任せ、どこが責任持ってやる

のかというのが全く、つい最近まで関心はなかったと言わざるを得ませんけれども、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、中城議員が御指摘のとおりだと思います。私たちのほうも、どこまで町として、この業務委託の中で、どういう委託金の中で取り決めていくかというのが、今言われるように、県は町任せ、町も、どういって支出をすればいいかというのが、その辺が明確になっていないというのが実状でありました。

今回の補正予算にも出しておりますが、今回は実施していただいている方々に、均等割と、それからそれぞれの面積に対しての割り振りで今回委託金をお支払いするという計上をとっています。

○1番（中城峯雄君） この草刈りは、年間を通じて実施しましたという実施報告書を出せば、県が委託金から支払っていいですよということですよ。この実施報告書は、もう今年度は出されましたでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 3月末に実施者の方からの報告をもとに委託金をお支払いするというので準備を進めております。

○1番（中城峯雄君） まだもらってはいないということでした。これは、町の財政には何の負担も生じないんですよ。だから、皆さん方がもう少し地域のことを考えて、そして早くから予算を付けてやってもらえれば、こういう事態は発生しないんですよ。そこを強く申し上げたいんですけれども。地域でも、地域でできることは地域でやろうということで、大掛かり的には年2回区役でボランティアで草刈りをやっています。私も甘木で参加をしております。ただ、年2回では瞬く間に草が生えるんです、5月ぐらいからは。だから、この60万円で、また地域の有志の方に、今草を刈ってもらっているという状況があります。ただ、これは堤防部分は個人の草刈り機でできますけれども、法面です、これはもう危なくてできないんですよ。ここに不法投棄もしているんです。だから、この法面の草刈りは、どういう計画を今お持ちでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 確かに、河川内の雑草の処理というのは危険を伴う作業だと思います。先ほどの町長答弁にもありましたように、今回熊本県の補正予算で管理費が付いたということで、もちろん河川内の除草については、熊本県にお願いをしていくという形になるかと思います。

○1番（中城峯雄君） 草刈り機については、そういうことでお願いします。

それと、土砂のしゅんせつについては河川管理者である県ですべきというお話でした。これはそのとおりだと思います。町ではどうもなりません。ただ、町から県や国に対して、そういった意見の要望を上げておられますでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほどの町長の答弁書の中にもありましたように、毎年、熊本県への単県要望という手続があります。その中にも、毎年この矢形川の土砂しゅんせつについては、要望をさせていただいているという状況であります。

○1番（中城峯雄君） しゅんせつはそういうことですね。あと、落合の樋門、これについては、今、農業振興課長が平成25年に電動式のゲートになって、結論から言いますと県の管理施設ですけれども、管理者が明確になっていないということです。だからこれがどうも理解に苦しむのです。何のために落合の樋門を造ったのか、もう6年、7年経っているのです。いまだに責任転嫁ですよ、これは。これが、そのために地域の農家の人がどれだけ被害を受けているか。後でお尋ねしますけれども、こういった状況があるんです。だから、全く本当に理解しがたいことです。これについては、今ようやく問題意識をもって、今年の2月に県と町と土地改良区の3者で話し合いを始めましたと。これは難しい問題があると思います。開ければこっちに打ってくる、閉めればその水がですね。でも、何でそれを造ったかですよ。当時どういう意図で造ったか。そして管理者は誰もおりませんということでは何のための投資だったのかということは、そういう論議はその3者の話し合いの中であると思いますので、私はそれ以上は触れたくありません。

このような状況の中で、水田が冠水して農作物や水田、水路の被害が発生していますが、この被害額について、農業振興課長、把握されておりますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、矢形川流域の豪雨冠水によります農作物被害につきましては、平成28年6月20日発生 of 豪雨において、水稻が被害面積23.4ヘクタール、被害減収量48.4トン、被害額が909万9,000円、葉たばこが被害面積23ヘクタール、被害減収量16.8トン、被害額3,408万7,000円。平成29年7月4日発生 of 豪雨におきましては、葉たばこの被害面積が2ヘクタール、被害減収量3.5トン、被害額717万2,000円と、直近では、平成31年6月29日発生 of 豪雨におきまして、葉たばこの被害面積5.3ヘクタール、被害減収量2.3トン、473万3,000円の、これはあくまでも推定額ですけれども、推定額の把握をしております。

こちらとしましても、農業者の方の農業生産及び所得の減少を今のところ強く懸念して

いるところがございます。

○1番（中城峯雄君） 今お答えのように大きな被害が発生しております。これは、私に言わせると人災ですよ。人災としか言いようがありません。このような現状の矢形川は、全くの無管理状態、これは地域の人みんな言っています。「どこが大体管理するとや」ということで、川底が堆積して、川の流域が狭くなり、加えて河川敷は草どころか樹木になっています。何十年ともう何もしてないということです。このような状況をどう考えておられますでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 河川内への土砂の堆積により、本来の河川の流下能力が低下するということがまず想定されます。

それから、矢形川へ合流する町の河川、それから排水路の流下能力までが低下していくということが懸念されると思います。また、樹木については、根がはびこってきて、護岸機能が損なわれていくと。最悪の場合、洪水時での堤防の決壊の恐れ等も想定がされます。現在の矢形川の河川の管理状態としては、決して適正ということは言えないという状況にあるかと思います。

しかし、先ほどから言っていますように、熊本県で補正予算に管理費が計上されたということで、今後、毎年管理費を付けていただくというものも聞いておりますので、今後は適正な河川管理に向けてなってくるかなと思っています。町としましても、県と十分連携し、当該矢形川河川の管理に努めて、少しでも浸水被害を解消していくように努めてまいりたいと思います。

○1番（中城峯雄君） 現状はわかっておるけれども、今までは何も手を打たなかったということですよね。私は11月でした、副町長にお願いをして、甘木橋の上から矢形川を見てもらいました。あと内水の関係があったから緒方課長も、3人でお見えになりました。矢形川の上流を見てもらいましたが、こういう状況ですよというお話をしましたら、「これは何とかせにゃいかんですね」ということでお帰りになりましたが、何かその後、手を打っていただいているのでしょうか。

○副町長（野中眞治君） ただ今の質問についてお答えいたします。

私のほう、上流から下流に向けて環境保全課長と一緒に歩いて、状況を見させてもらいました。置かれている窮状について河川課課長にも、県の河川課にお尋ねをして、以前から要望活動をしておりましたけれども、再度行った結果、先ほどからの町長それから建設

課長の答弁の中にもありましたけれども、12月の補正予算で矢形川の管理費を600万円、ゼロ県債といいますか、債務負担行為の設定をしていただきまして、今後も継続して維持管理についての費用を見ていただくということに手続をいたしました。もちろん私だけが頑張ったわけではなくて、地元の増永県議それから上益城振興局長、それから振興局の土木部長にも大変御協力をいただいて、このような形に建設をいたしました。

○1番（中城峯雄君） これは、当面の措置としては、もう大変な効果だと思います。これを聞きましたので、私は地域の区長に言って回りました。それは当たり前ですよ。今まででも、町も動いておられますよということを言うておかないとですね。

矢形川の改修とか矢形川については、藤木町長もこれまで何度も県に要望を出しましたが、下流の加勢川から改修工事を実施しなければどうにもならないという返事だったということを知ったことがあります。町長、間違いないでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 県にもして、県と一緒に国にも出かけていっております。国からの返答ではそういった返答ですので、極力加勢川の改修を急いでいただくと。それから県のほうで矢形川に入っていくということは確認しています。

○1番（中城峯雄君） 川は上から下にしか流れませんので、確かに矢形川から合流している加勢川から改修、しゅんせつしなければ、水は流れないと思いますが、ただそれを待っていたら、何十年後かわかりません。確かに、私は加勢川の状況を見にいきました。下仲間付近で、ダンプが20～30台入ってしゅんせつ工事をやっております。もう随分何年前から始めたのか知りませんが、「その泥はどがんするとですか」と言うたら、宇土の走瀉に持っていきよりますということでした。そういったしゅんせつ工事は進んでおりますけれども、今できることは、当面その600万円予算が付いたということで、堤防の草刈り、河川敷の草刈りや落合樋門の適正な管理、また狭くなっている河川流域を可能な限りどうかして広げていくということにしかならないと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） おっしゃるとおりだと思います。下流部においてはできることを今していただいております。もう1つ、新しく聞いた情報によりますと、1つは江津湖の水量という問題もかかわってくるということです。あまり江津湖のほうで水量がわきすぎると、今度は反対に矢形川のほうに逆流するということも言われております。そういった幾つかの観点をまとめながら、今一緒に協議をしているところであります。しかしながら、これにはやはり時間等がかかってきます。今できることを、副町長が来ていらっしゃいますの

で、いらっしゃるうちに、私も訴えていきたいと思います。

○副町長（野中眞治君） 今おっしゃられたとおり、私も微力ながら、精いっぱい御船町のために頑張っていきたいと思いますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

○1番（中城峯雄君） よろしくお願ひします。

それと、私はこのことでいろんな方に情報を聞いてまいりました。役場の建設課のOBの方が高木におられますので聞きましたが、甘木橋から上はまだ河川が暫定断面になっていると。これはどういうことかといいますと、基盤整備したときに暫定というのはあくまで暫定です。嘉島の甘木橋から下は完成断面になっている、確かに。というのは、完成断面は2段になっているのです。彼の話によると、一番下は魚でも釣るようになりますね。だからしゅんせつがこの予算で可能であればできる範囲で雨がしのげれば、矢形川は2段になっていますよ。よう草が生えているから、あそこも草が生えているからわからんけれども、よく見ましたら、完成になっています。こっちはストーツとこうなっていますもんね。そういったことも予算の範囲内で、しゅんせつというよりももとの完成に持っていくというような要望はしていいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問にいきますが、こういった河川敷に草木が生えていたら不法投棄が発生します。地震後はタイヤが数十本、家電品が数カ所、草が生えているからもうむちゃくちゃでした。だから、これは緒方課長に連絡して、昨年ようやくそれを除去してもらいましたけれども、そうだったでしょう。

○環境保全課長（緒方良成君） 矢形川の不法投棄についてお答えします。

熊本地震以降に矢形川の河川沿いにおいて、平成30年度に3件、令和元年度に2件、計5件の事案が報告されております。タイヤや大型家電製品等が主で、不法投棄を行った原因者というのが特定できませんでしたので、河川管理者である熊本県及び町の担当部局によって撤去をいたしたというところです。以前は人目につかない山奥が不法投棄というのは多かったのですが、最近は特につきやすいところでも不法投棄がされていると。加えて矢形川というのは言われているように草が生い茂っておりますので、不法投棄、これは違法でありますので、不法投棄のしやすい環境にあるのかなとは考えております。

○1番（中城峯雄君） それで、それは撤去してもらいました。その後看板でも立ててくださいということで、今3カ所に看板を立ててもらっています。冬場は草が枯れているから、今のところ発生しませんが、今度5、6月頃になったら草が伸びますので、そういう不届

き者がおるんですよ、もう押し込んでいくんですよ。

そういったことで、あの堤防は私も含めて散歩コースになっているんです。だからもう、それは見つけ次第しますけれども、そういった町も定期的にパトロールをお願いしたいと思います。

次に行きますが、次は、町の中心部のふれあい広場付近で内水被害が発生しているが、このような矢形川の現状との因果関係はどのようにお考えでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） お答えします。

いろいろな要因があるかと思いますが、近年、役場周辺の町中心部における宅地開発が進んでおります。田んぼから宅地化になっていくことで、保水能力の低下が、より以前と比較すれば、一瞬に水嵩が上がっていくという状態です。役場周辺では冠水が頻繁に起こっている状況にあります。このような中、下流域で合流する矢形川の、流下機能の状態により内水の流下能力にも支障を来すことが想定をされます。

このような中、今環境保全課で、12月の補正予算で承認をいただきました出水期等の状況を調査して、内水対策を講じると。御船町の公共下水道事業全体計画に伴う雨水基礎調査業務委託が予算化されております。河川との関連も含めて、いろいろなシミュレーションを行っていただいて、内水対策に向けて今後検討がされていくということになっております。

○1番（中城峯雄君） 今、ダム機能が低下しているということもお話がありましたが、どのくらいダム機能は、見た感じはわかりませんが、どれくらい50年前の建設時と比べて低下していますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

天君ダムにつきましては、先ほど中城議員からもお話がありましたように、もう50年近くなっているということで、直近のデータで行きますと、これは堆砂率です、平成16年が堆砂率が45.5%になっておりました。これが令和元年度、15年経ったときには62.9%ということで、大体17.4%ほど増加しているという状況となっております。

○1番（中城峯雄君） やはり年々上からの土砂が打ってくるから、ダムそのものも、だから抜本的には天君ダムからの修理、大変な事業ですけれども、そうやらないといかんような状況だと思います。

私ども議会としても、議会の取り組みは昨年9月、地区の区長はじめ21名から議会に内

水被害の陳情が提出されました。産業厚生常任委員会で審議して現地視察を実施しています。全会一致で採択して、町当局に対して、1、関係水路のしゅんせつと、加勢川、矢形川の早期改修を関係機関に継続的に働きかけること。2つ目に、浸水被害を防ぐため、木倉地区の樋門の適正な管理方法について県当局と協議を行うことという要望書を提出しています。

また、郡議長会に対して、池田議長名で、矢形川改修事業の促進についての要望書を提出して、今年の2月14日に県議長会で採択されています。

町長にお尋ねしますけれども、昨日の施政方針演説の中で、インター周辺への企業誘致を促進し、雇用の創出、定住促進を図りますというお話がありましたが、具体的にはどのような構想をお持ちでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 御船町は交通の要所であり、3つのインターチェンジを構えております。しかしながら、この3つのインターチェンジを抜けましたら、全地域が農振地帯、農業振興地域であります。その中において、できる限りの誘致を行うためには、この農業振興地域をどうにか土地利用計画等を立てながら開いていくということが大事になってくると思います。

そういった形で、一步一步進めるためにも、まずは役場が中心となってプロジェクトチームの中において発言しながら、このインターを活用した流通ができるような仕組みを作っていきたいと思っております。

また、御船インターチェンジから降りて、町の中心部、それから高山のインターチェンジ、このV字ゾーンになります。このV字ゾーンに多くの進出企業等を構えるような、そういった方法が一番望まれるのではないかと。鳥栖市を例に出しますと、鳥栖インターチェンジを降りて左回りにずっと企業が張り付いてきたという情報を得ています。左回りに回れるような、そういったV字計画、そういったものを今後取り入れていきたいと思っています。

○1番（中城峯雄君） そういった構想を、私はそういった、御船インターチェンジ周辺は皆さん期待はされております。農免道路から向こうはいつか開けるもんなどということです。ただ、これは地元の人しか、切実には感じておりません。これは今のような矢形川の状況で、これは企業は来ませんよ。もう農免道路すれすれに今来ていますから、水は。だから、あの状況を見ると、だから矢形川の改修、これが課題だと思いますし、私は嘉島町の状況

をいろいろ調べておりました。嘉島町は平成15年に加勢川を改修しております。そのときに、内水はどうしたのだろうかと思うて、いろんな方に聞いたりして。そしたら内水は、鯰と上仲間、下仲間、犬淵の4カ所に集めて、そこからポンプアップをしているのです、大型ポンプで。そうでしょうね。内水が自然に流れるようにはできませんので。ああ、こういった、私は全くの素人ですけれども。それは、鯰の排水場というのです、それを。排水場の、平成15年の加勢川の改修記念碑にちゃんと書いてあります。そういったことを、それから嘉島町が内水被害が起きなくなったと。だから、それから嘉島町があれだけの人口増、企業進出、発展しているというのは、皆さん御承知のとおりです。

だから、そういった治水事業をですね。でもこれは簡単にいくことではありません。この辺はやはり人と人のつながりで、町長の政治力で、つながりで、この小さな、でも一番矢形川について被害を被っているのは御船町なんです。だから、御船町からそういった状況を何度も何度も発信していかないと、みんな真剣に考えないと思います。だから、そういったことをですね。方法は、そういった、私は矢形川を完成断面に持っていくこと。そして、排水場を2カ所、これは予算がかかりますので、これは国の工事になりますので、そういったことを、嘉島町はあれだけ冠水をしていた町が、あれだけ変貌しているわけです。だから、御船町もそういうことをやらないと特に平坦地のコストコ周辺、こちら辺は今後の発展は見込めないと思います。今、時間も押してまいりましたので。

このことは、私は一御船町でいくらよくしても、川は嘉島町に流れて、加勢川に注いでいますので、だから、嘉島町の町議に相談をして、3月9日に一般質問をしてもらいました、同様趣旨の一般質問。私も、傍聴に行きました。今、その町議が1階のモニターで見えております。来ておりますと、さっきメールがありましたので、見ておりますけれども。こういったやはりこの流域の町と県が一体となって取り組んでいかなければならないと。そして国に要望をしていくということでない、私は今後の町の発展、あのインターチェンジ周辺の発展はないと思います。

町長、最後に一言、何か思いをお願いします。

○町長（藤木正幸君） ありがとうございます。私どもも、緑川流域の市町村長みんな、緑川流域の緑川河川協議会で訴えております。嘉島町にしても、今本当に良くなっていると。加勢川は全国的にもストック効果の表れだということで、事例に挙げられています。そのためには40年にわたり、地域の住民の方々が国に行ってお願ひされた。その成果が出てい

と思います。私たちも長年にわたり、こういった形で矢形川の修復関係も行ってきています。一刻も早くできるように、今後とも町挙げてお願いしていきたいと思うとともに、これは住民力にもなってくると思います。議員の皆様方もどうぞ周りの方々とともに、私とともに声を挙げていただきたいと思います。

○1番（中城峯雄君） よろしくお願ひします。議会としても、池田議長を中心にやっていますので、よろしくお願ひしておきます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより2時5分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時54分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 6番議員、増田です。通告しておりました内容について、一般質問を行います。

このたび、新型コロナウイルスにより熊本県下では、現在6名の陽性患者が発生しております。2月22日には、御船保健所内で新型コロナウイルスに感染した患者が確認され、町は、新型コロナウイルス感染防止に伴う行事の中止について、御船町の方針を発表しております。そして、一定の基準のもと、官民、町民のあらゆる行事が中止となっております。加えて2月28日付けで、文部科学省より新型コロナウイルス感染症対策のための小中高校及び特別支援学校等における臨時休業についての通知があり、それを受け、熊本県教育委員長から各市町村の教育長に対して新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業についての通知がなされているところです。御船町においても、その通知に従った対応が現在もなされています。

熊本県では、事実に基づかない誤った情報により、トイレットペーパーをはじめ、ティッシュペーパーなどの紙製品が一時店頭から消え去りました。同様に、町内の各量販店を

見わたせば、全国各地と同様、マスク、消毒液など、再入荷の見通しが立たないくらいの状況でもありました。

先日、アメリカの疾病センターCDCは、新型コロナウイルス感染拡大現状についてということで、いわゆるパンデミック、世界的な大流行と発表をいたしました。熊本地震被災から復旧期最終年度を迎え、創造的復興へと歩みを進める御船町にとって、思わぬ災害と思いますが、熊本地震を経てこそ、多くの経験を重ねてきた御船町は、今回の災害を乗り越える力があると信じております。

そこで、御船町として今回の感染拡大に対してどのような対応と対策を行い、一般的な感染症対策も含めて、その体制整備ができているのかを質問したいと思います。

各質問に関しては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の、1、町の感染症対策について、についてお答えをいたします。

今、感染症と聞いて一番に思いつくのは、皆さんもそうだと思いますが、新型コロナウイルス感染症だと思っております。令和元年12月以降、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症ですが、国内でも1月15日以降感染症の発生が確認され、熊本県内でも2月21日以降、感染者の発生が確認されているところであります。

国内での発生に伴い、熊本県は2月4日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。これを受け、本町では2月5日に第1回新型コロナウイルス感染症情報共有会議を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の発生状況及び国・県の対応、町民に対する予防啓発について情報を共有し、本町ホームページにて、関連情報について住民への周知を行ったところであります。

その後、2月22日に御船保健所管内での発生報告を受け、22日に第2回、23日に第3回目の情報共有会議を行い、町主催の行事中止についての方針について決定をいたしましたところであります。これを受け、22日より住民に対し、防災行政無線や町ホームページを通じ予防啓発、嘱託員に対し町の方針についての報告、28日に嘱託員文書発送による回覧文書での住民に対する予防啓発を行っています。

今後も、情報が入り次第速やかに正確に町民の皆様提供してまいりたいと考えております。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） 今、町長からいただきました回答のとおりです。2月22日からスタートした保健所管内での話し合い、そして23日と会議を重ねられて、いろいろ議員にも報告は上がっております。

そこで、我々としても、今回のこの質問を思ったのが、コロナウイルスに限らず、年間を通じて、結局インフルエンザ等もありますし、ノロウイルス等々もございまして、非常に保健所管内大変なことが多いと思うんですけれども、時期によっていろいろ流行る病気が今からどんどん増えてくるというのを感じておりまして。御船保健所管内における、要はその対応というところが、どういう対応の窓口を持って、町として対応を、今後はもちろん今まで以上に強化していかないといかんと思うんですけれども、その辺は健康づくり支援課長から、ございましたらお願いします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） まず、一般的な感染症としまして、乳幼児への4種混合やMR等の予防接種、高齢者が行う季節性インフルエンザ等の予防接種、妊娠を希望する本人または家族を対象にした風しんの予防接種、緊急的なものとして昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性が対象の緊急風しん対策事業での予防接種などがあります。窓口はすべて町であり、予防接種を行う医療機関は町と契約を行っている医療機関となります。

それと、コロナウイルスに関しましては、よろしいでしょうか。今回の、コロナウイルスに関しましては国は厚生労働省、県は健康福祉管理部福祉健康危機管理課と各保健所となっています。町は保健所への案内となっています。

○6番（増田安至君） 厚生労働省そして県が健康福祉部危機管理課と各保健所などが窓口となって対応しているということなんですけど、御船町ではどうですか。ある、これは隣の町なんですけど、いきなり医療機関に、38度を超えた人が来たなんていう話も伺っているのですが、御船町では、そういう症例とか事例はお伺いになってますか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 医療機関に対してでしょうか。そこは町には上がってきておりません。

○6番（増田安至君） なるべく周知が徹底されているというところの表れかなと思いますので、安心しました。幾つか同じ上益城管内でも、今言ったような報告というか、話を伺った医療機関がありますので、くれぐれも直接行かないようにというのと、窓口を通して適切な対応がとられるようにというのが願いです。

御船町の感染症対策について、今後、コロナウイルスも含めて、疑いのある人への患者対応とか、その人自身の対応といったことを行政としてどのような対応をされていますか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 厚生労働省が作成しています新型コロナウイルス感染症対応フローというのがございます。その中におきまして、帰国者・接触者相談センターに相談する目安としまして、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合、保健所に設置しています帰国者・接触者相談センターに相談をしていただきます。その際、疑似症の要件に該当いたしました場合は検査を行います。その次、陽性と判断されました場合には感染症指定機関で入院治療となります。相談から受付はすべて保健所で対応いたします。

患者家族への対応としましては、濃厚接触者として保健所がこちらでも対応いたします。対応は、疑似症の要件で対応いたします。町に相談があった場合は、保健所への案内となります。

○6番（増田安至君） 今日の新聞だったですかね、陽性の検査キットが15分でできるというのが開発されたという話だったのです。そういったものも一刻も早くできて、対応がスムーズにできていけば、もっともっといいのかなと。ただ、この濃厚接触者という言葉がひとり走りしてとても何か嫌な思いをされているのかなと、感染した人とも思うんですけども。

こういったときに、今回役場で23日に新型コロナウイルス感染防止に伴う行事の中止についてということで、藤野課長の名前で全区長に配布されたという通知書がございました。もちろん議会でも御説明いただきました。こういうことも通じて、なかなか、要するにコロナウイルスは接触がいかんでしょ。2メートル、あるいは50センチ以上離れていてもいかんといった、いろいろあるんですね。4日以上熱が7度5分以上続くといかんと。そういう中で、要は区長様にこちらから渡しました。渡したのが伝わるのは伝わるかもしれんですけども、それから先というのがなかなか行きにくいのかなと。回覧板というのがありますけれども、一番あれは、大体今度のコロナウイルスは4日ついた状態で生きていて、最大で13日なんていうのもあるし、9日というのもあるんですけど、結構長い間残らしいですね。そういったときに区長に配った、それ以外の方法とか、総務課で何か検討とかされましたか。

○総務課長（藤野浩之君） コロナウイルスの感染拡大防止対策ということで、町で区長あて

に文書の回覧をお願いしたところであります。それとあと、町のホームページのトップ画面に、コロナウイルス関係の情報をまとめて掲載をしております。あとは、一番最初の頃は防災行政無線を使つての広報、周知活動ということで行っております。

それと、広報みふねあたりにおきましても記載をして周知を図っているところです。それと、車で3班に分けて町のほうの巡回をしまして広報活動を行ったというところです。

○6番（増田安至君） 十分に伝わっていることと信じて。よほど認識があっても、大変ですよ、皆さん今日もこうやってマスクをつけて、この触った手が汚染されているなどと気づかないので、自分も携帯用のアルコールを持ってうろうろしているんですけども、それくらい用心せんといかんという状態らしいウイルスなので、かなり注意を払って執行部もまた住民に周知して行ってください。

地域住民に対する周知と指導ということは、今十分されているというのを伺いました。現状と対応については、今現在もやっているということで伺ったんですけど、このような緊急事態が今後もインフルエンザ、もう最近季節を問わずに二相性であったり三相性であったり、なかなかわからないのですね。暖かい時期に出るのか、冷たい時期に出るのか、それすらわからないようなこの時代になって、町として今後どのような取り組みを行っていくか。健康づくり支援課からありましたらお願いします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） インフルエンザもありますし、ノロウイルス等もあります。町の広報で毎月ですけれども、お知らせをしております。特に1月分におきましては、ノロウイルスによる感染症を予防しようということで載せております。ただ、サイズが4分の1、1ページの半分ですので、字が小さいんですけども、手洗いであったり汚物の処理であったり、載せております。ですから、その季節季節にあった感染症が発生する時期にはこのように健康面、広報等でお知らせしたいと思っております。

○6番（増田安至君） 毎月のお知らせと手洗いは必須ですよ。手洗いと消毒とせんといかんとは、多分重々みんな承知しているとは思んですけども、3月6日の報道にコロナ感染検査保険適用で、公的医療保険（健康保険など）と、使えるとありましたが、その後何か変化があったかということと、その費用というのはどの程度負担になるのかということをお教えください。

○健康づくり支援課長（本田太志君） まず、3月の一面にありました、厚生労働省から医師が判断し、専門病院でということで報道がありました。新聞に載ってありました。それで、

3月9日、月曜日ですけれども、県に確認しました。そのときが、県の体制が整備できてないと。医師会と医療機関とのやり取り中、医療機関の整備もできてないと。専門病院はまだ公表できる段階ではないということで、回答をいただきました。それでまた、昨日電話を差し上げました。昨日の夕方だったんですけれども、その時点でもまだ3月9日と同様と、まだ決まっていないということで御返事をいただきました。

○町民保険課長（宮崎尚文君） ウイルス検査の費用負担についてお答えします。

新型コロナウイルスの検査については、厚生労働省は6日から公的保険を適用すると発表されました。検査の費用につきましては、検体検査を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ移送し、検査を委託して実施した場合には1万9,500円、それから、医療機関内で実施した場合には1万5,000円の費用となりますけれども、法的保険適用により一般の方は3割負担、70歳から75歳までの方は2割負担、75歳以上の方につきましては1割負担が自己負担となるところですけれども、自己負担分についても、県から公費負担されますので、検査にかかる自己負担は発生しません。ただ、患者が医療機関を初めて訪れた際に負担する初診料だけが発生します。

○6番（増田安至君） これは、あくまでも先ほど初動対応と言われた県の窓口を紹介した後で指定された医療機関で受診したときの費用負担という理解でよろしいですかね。はい。

こういうことでウイルス、細菌もそうですけれども、ものすごい勢いで新種の病気が出てきたときに、いろいろ対応が迫られて、大変になるのかなと思ってはいるのですけれども、まずは国・県そして町という連携を十分果たしていただいて、対応をされていくというのが一番順当な方式だと思います。これからもまたこのコロナウイルスに関して、まだ小学校があと10日、休校が延長されたということなので、まだまだ安心はできませんけど、対応を怠らないようにしていけないなということを感じました。

この前、新型コロナウイルスに関する説明の資料を、非常に執行部で真面目に各課から報告いただいたということで、非常にわかりやすくまとめてあって、大変だったろうなと思うんですけれど。これを1つ聞いてくれというのがあったので、聞いておきます。こういう情報状況等は町民等には連絡行くと思うんですけど、例えば企業とかには、どういう形でどのような方法というか、行っているのですか。企業というのが、会社であってもそうですけれども、会社以外で、要は医療施設、法人もいるし、法人の下請的なグループホームであるとか、高齢者専用の賃貸住宅とか、その他、デイサービスだけのセンターとか、

いろいろあるんですけど、その辺に至るまで、すべて指導とかお知らせというのは行っているのですか。いかがですか。

○福祉課長（西橋静香君） 福祉課に関しましては、ホームページ上で介護保険に関する情報は最新の情報を伝えております。国の情報は県のホームページに最新情報が掲載されていますので、ほとんど介護保険事業等に取り組みされる事業所の方は、そのホームページの情報をもって情報収集をされていると思います。町の最新情報は町のホームページに載せております。

○6番（増田安至君） 情報を得る手段としては、町または県・国のホームページを確認しながらやってくださいということによろしいんですかね。デイサービスセンターとかの小さな、中小零細の小さな事業所でかなり不安になられていたというのも伺ったもので、確認しておこうかと思って。ホームページを見ることで情報を得られるということによろしいんですかね。

○福祉課長（西橋静香君） 御船町の介護保険に関する事業所の方は、介護保険サービス事業者連絡協議会というのを立てていらっしゃいます。まず、その方たちから相談に来られたりとか、代表をして来られたりとかする情報は、その連絡協議会を通じて、まず町の最新情報は町のホームページを御覧くださいという情報をお伝えしているところです。

地域密着型といって、町が指定する事業所に関しましては通知を差し上げています。

○6番（増田安至君） はい、ありがとうございます。大きい事業者でも小さい事業者でも全体が一致団結してその対応をやられないと、今日も新聞発表であったように、デイサービスの事業所が、もちろん30人未満ですけど、閉鎖しなさいと、そこの職員がなくなったときに、じゃあ、ほかの残ったスタッフは訪問に行きなさいと言われたときに、もう太刀打ちできないという話があったのです。それもそのはずですよ。もともと4～5人で20人ぐらいを見よって、その人たちが1人発症したので、残りの3～4人で訪問に行つて面倒を見なさいという論拠に変わるらしいので、そこはもうそうならないことを願って、御船町も十分注意して、各事業所に発生を抑えるようにくれぐれも注意をしていてください。これが心配事です。

今回の質問の最初のスタート、コロナがまだはやる前の一般質問の原稿ということでやったんですけども、これが、昭和37年から35年生まれの方が風しんの抗体検査ということで、最初がスタートしたんです。その年の間に生まれた、自分も含めてですけど、男性

について、これから生まれてくる子どもたちを守るためにということで、風しんにかかる前に風しんの抗体検査をして、もしマイナスだったら予防接種をしてくださいと。これは風しんに限らず感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの、いわゆる奇形ですね、とかが発生したり、その感染症でいろんな障がいが起こるということを未然になるべく防いでくださいということで、この年代に自分の友達も風しんにかかった人がいたので非常に気になりまして、御船町でどれくらい抗体検査をされていて、実際終わっているかと、その実質的な数について確認をしようと思って質問します。お願いします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） お答えします。

対象者は、先ほど議員も言われましたとおり、予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が対象となります。対象者数ですけれども、昨年の2月1日現在で、1,584人となっています。同世代の女性は、中学校のときに集団接種を行っていますので、対象とはなりません。

平成31年度、令和元年度ですけれども、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの男性708名が対象になっております。接種者ですけれども、令和2年1月末現在で、抗体を受けた方が、105名が実施されております。率に直しますと約15%、うち28名が抗体がないということで、予防接種を受けられています。これでいきますと抗体がない、未保有率が27%となります。令和2年度は昭和42年4月2日から昭和47年4月生まれの408名を対象とします。令和3年度に昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方を予定しております。

○6番（増田安至君） 結構な数がまだいらっしゃるということで大変なんですけれども、この予防接種自体に公的な支援とかは何かありますか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 令和元年度の対象者708名の方に対しまして、風しん抗体検査及び予防接種の無料クーポン券を送付しております。予防接種法に基づく定期接種の対象でありますので、原則無料となります。令和2年、3年の方の対象者も同様でございます。

○6番（増田安至君） この708人の令和元年度対象者の方に無料クーポン券、ああ、よかったなということで、受けなければいかんのですけど、昭和47年から昭和54年なので、子作りする年代から少し上がってはいるんですけど、この方たちにお知らせするというか、そ

の708人の対象者に何かお知らせする方法というのは、どういう形ですか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） まず、本人に郵送でクーポン券を差し上げていますので、その時点で1回目がお知らせかなと。それと、昨年11月と今年1月の広報で緊急風しんの対象者にはお知らせをしています。

○6番（増田安至君） そういうことで、安心しました。熊本県内での発生状況と風しんに感染した場合等々の現状はいかがですか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 平成30年は県内で7件発生したということで、報告を受けています。感染した場合の症状としまして、発熱、発疹、リンパ節に腫れが出ます。特に恐いのが免疫のない女性の方が、妊娠初期に罹患した場合、出生時に障がい引き起こされる確率が高くなります。障がいとしまして、先天性の疾患、難聴、白内障が3大症状でございます。ほかに網膜症、肝脾腫、血小板減少、糖尿病、発達障害、精神発達遅延、小眼球症などがあります。

○6番（増田安至君） いろんな症状が障がいを引き起こす原因は、予防接種で防ぐことができれば、それが一番と思います。ぜひ予防接種を受けて、この708名、1万数千人分の708人で少ないようですけど、結構いらっしゃるんだなと思ってびっくりしたので、ぜひ全員が接種して、撲滅できるようにまた努力をされるといいのかなと思います。

先ほどちょっとお話を出しました新型コロナウイルスに関する説明、報告等々執行部からいただいて、これは教育長に聞きたいんですけど、「教育現場、広がる混乱」ということで熊日新聞にも出ていました。一時報告があったほどではないと思うんですけども、高木小学校、御船小学校等々に消毒液が不足していたとか、震災後、震災に学びましょうというのが、私の今日の最初のイントロダクションだったのでですけど、その他、消毒液に限らず、常に震災に対応する形で、ストック分というものをやはり用意していかないといかんです。そのためには、今度の新年度予算にはもちろん組み込んでもらわないといかんと思っていますけど、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（本田恵典君） 御質問にお答えをいたします。

今、ストックというお話が出ましたが、今度そのことについては本当に身に染みて感じた次第でございます。当初不足をしておりましたけれども、各方面からの御協力、それから購入するということができまして、現在のところ充足をしております。ありがとうございます。

○6番（増田安至君） 前回一般質問しましたストックマネジメント、これにもやはり属するぐらい、常にマスクは腐らないし、ある程度アルコールは期限とかが設けてあるので大変なんですけれど、うまく潤滑していくように、調整をよろしく、町長、お願いします。

今度は、そういう中第2問、公営住宅の充足と現状についてということで、お伺いしていくことになります。公営住宅に関しては、入居・退居の際の指導及び震災後のニーズについて、そして、入居斡旋と町長がよく言われている人口の減少を防ごうという視点に立った回答をいただきたいと思います。

まずは、公営住宅の充足と現状について、町長からお願いします。

○町長（藤木正幸君） 公営住宅の充足と現状について、お答えをいたしたいと思います。

御船町における公営住宅は令和2年3月4日現在、既存の公営住宅が373戸、災害公営住宅が100戸、そして木造仮設住宅を利活用した単独住宅が66戸、合計で539戸を管理しております。今後用途廃止を予定しているため、退去後に新たな入居を行っていない住宅や、被災者を優先的に入居させるために一般公募を行っていない住宅などの、いわゆる施策的空き屋を除いた入居率を91.9%となっておりますので、町営住宅は本来住宅に困窮する低所得者や災害等でお困りになった、住宅を失った被災者等に住宅を提供することを目的としており、その役割を考慮すると、ある程度は余裕を持った戸数の確保が必要であると考えます。

一方で、本町の現状を踏まえますと、耐用年度を既に超過した老朽化した団地については、安全性の面からも管理戸数との整合を図りながら、用途廃止を進めていくことが必要であると考えております。

今後は、今年度計画の見直しを行っている御船町営住宅等長寿命化計画の最終年度である令和11年度においては、全部で470戸とする計画に基づき、管理を進めてまいりたいと考えております。

その他、個別の質問には担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） ということは単独住宅が539戸現在あって、令和11年度を目指して470戸ぐらいまで調整していくということで、現在新しく建っているところは残るけど、古いものから順次減らしていくということでいいですね。

この質問が、公営住宅の現状を知って、今後どういう形でなっていくのかなというのが、人口減少はもう当然来るわけですから、減っていくのに公営住宅だけが増えてもどうしよ

うもできないというところで、質問するんですけど。

公営住宅の入居・退居の指導について、公営住宅に入居する住宅にどのような手順で入居・退居の手続を行っているか。担当課からお願いします。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

入居についての一般的な手順といたしましては、まず広報みふねや町ホームページで公募を行い、入居申し込みを受け付け、入居資格を審査し、入居決定、入居という手順になっております。入居申し込みをした者の数が募集戸数を上回る場合は、住宅困窮順位を判定し、入居選考を行います。住宅困窮順位の判定が難しい場合は、公開抽選により選考し、入居を決定しているところです。入居決定者は決定後に関係書類の提出をいただき、敷金の納入を行った後に入居することとなります。

また、退居につきましては、退居の申し出がある場合は、住宅明け渡し届を御提出いただきまして、退居検査を実施した後、鍵を返却していただき、敷金をお返しして退居という形になります。

○6番（増田安至君） どうですか、最近、この公開抽選をせにゃいかんぐらい倍率が高かったことはありましたか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

最近募集戸数もそれほどたくさんは出してない関係もありますが、今年度になりまして、中原団地につきましては公開抽選という形で対応したケースはございます。

○6番（増田安至君） よかったです。一時期中原団地が入る人が少ないということで心配しておりましたので、安心しました。住宅の明け渡し届を出す前に、各個人に住宅明け渡し届というのが多分行くのかなと思います。皆さんに今日机にお配りしているのが、家賃決定通知書という形、真ん中がそのまま空いています。ここは、相手方の年収であったりとか、見られてはいけない個人情報だと思いますので、真ん中を空けた状態でお配りしているこの紙になるのですけれども、家賃決定通知と書いてあるので、住宅を明け渡さなければならないなんて、あんまりぱつとは思いませんよねという話が1つ。

これの3行目に、当該住宅を明け渡すよう努めてくださいと、優しいくだりです。ああ、じゃあ、もういつときおってもよかつかなと思うのが1つと、どういうシステムになっているのでというのがわかりづらいよなというのがありまして、これをいただいた方、一番下には同居者とかが別に所得が上がったら人数に誤りがないかを確認して、所得が上がる

ことによって町営住宅を出らんといかんですよというのは、理解はできるのですけれども、こういう紙が送られてくるというのが、明け渡し届を提出する前の段階です。私は出らなければいかんのかなということを理解するときの1つの通知かなと思います。

それを念頭に、今回の一般質問、まず、入・退居の手続について、というのを思いついたわけですが、今回特殊な例として4年前の震災がありました。震災もあって、御船町は一般の公営住宅以外に災害公営住宅なるものを建設して、今度3月いっぱいぐらいで皆さん移ってもらってという流れになるんですけれども、災害復興住宅に入居している住民のニーズというのを、もちろん復興課長で取られているんでしょうけれども、どのようにして把握されているんでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） 今の質問のお答えをする前に、こちらの家賃決定通知書の中身について少し御説明をさせていただきたいと思います。こちらの家賃決定通知書におきましては、町営住宅の収入超過者または高額所得者に対して、住宅の明け渡し、努力義務が発生するという事で、一般的な方には家賃決定通知書でこのような文言が入ることはないですし、先ほどの退居のときに住宅明け渡し届を提出いただく場合は、自己の都合により町営住宅を退居される場合、そういった場合の一般的なケースとして、私は今から住宅を明け渡して退居をしますという届け出を出した後に退居検査をするという意味ですので、この通知を受けた方がすべて住宅明け渡し届を出して退居をされるということではございません。収入超過者に対しては、それぞれの規定がございまして、また詳しく答弁すると時間がかかりますので、今日は省略をさせていただきたいと思いますが、そのような趣旨でのこの通知ということをお理解をいただきたいと思っております。

先ほどの災害公営住宅の入居している方の住民のニーズをどのように把握しているかというお尋ねについてですが、公営住宅に入居されている方の住民の支援におきましては、御船町社会福祉協議会に設置運営を委託しております御船町地域支え合いセンターにより見守り事業またコミュニティ形成支援事業により支援を行っているところでございます。見守り事業では、週2回の個別訪問を実施しております。また、コミュニティ形成支援事業では、新しい環境に不安を感じる入居者の方も多いためから災害公営住宅に入居する前に入居者同士の顔合わせ会、また入居後には茶話会等を開催するとともに、災害公営住宅のある地域に早くなじんでいただくために入居者と地域の囑託員をはじめとする関係者の方、また地域の方を交えた交流会等を開催しているところでございます。

地域支え合いセンターには見守り事業や交流会等を通じて把握した入居者のニーズ等についても、役場をはじめとする関係機関へ情報をつなぐ役割も担っていただいているところではあります。

また、専門的な支援が必要なケース等については、専門機関等へのつながりも実施しているところでもあります。

○6番（増田安至君） いろんな方をおかかわらせていく、融合させながら支えていくというのはとても大事なことで、これは昨日の新聞ですけど、災害公営住宅で孤独死242人、こういうものもありますので、くれぐれも、今日はたまたまオープンではないので皆さんいらっしゃいませんけれども、起こらないように、特に単身の高齢者が多いらしいですね、脱水を含めて。特にコロナウイルスが今回は関係しているせいもあって、家にじっとしとかにゃんとよって、出られんとよ、誰も来られんとよということは、飯も食われんし、ひどい場合は風呂にも入れられんということにつながりますので、とても大変なことですから、福祉課も合わさって、その辺みんなで見守ってってください。そういうのも大変かなと思います。

家賃決定通知書の件ですけど、これは収入超過の人ということで、逆に言うと、あなたは高額所得になったのよということで喜ばにやいかんのです。そういうところで、この人いわく、玄関に届いたらそのまま置いていたって、半年も1年も置いていたほうが悪いのかもしれないけれども、見にくいということなので、ぜひ担当課長見やすく、あなたは超過になったということは嬉しいのよという表現に変えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

そういうところで、主催者の支援として、こういう新聞等もありますんですけど、ケアなどの必要性というのも多分把握されていると思いますけれども、その辺はいかがですか。

○復興課長（島田誠也君） これまでも、いろんなケアが必要な方の事例が上がってきております。そういった方に対しては支援者会議等を開催して、最良の方向に持っていくような会議を進めているところです。

また、災害公営住宅という新たな生活環境になじめず、引きこもりや孤立状態の入居者が生じないように、継続的な入居者の支援というのも必要であると考えております。令和2年度におきましても引き続き地域支え合いセンター事業を活用しまして、これまで同様に入居者の支援を行っていくこととしています。将来的には、区長や民生委員また福祉協

力員等による既存の制度を活用した戸別訪問等による直接的な見守り、また地域サロン等を活用した間接的な見守りにより支援を行っていきます。また、必要に応じて関係機関へのつなぎ等も継続して実施していくこととしております。

○6番（増田安至君） いろいろな地域の団体とか、あと今言葉の中には出ませんでしたけど、地域包括ケアシステムなるものを国は提唱していますので、包括ケアの中の一員も、福祉課も入れて、いろいろな人たちを動かすようなシステムで動かして行ってください。支え合いながらいくということで。あとは、先ほどの収入超過の件でわかりましたので、この方がたまたま話しに來られて、この紙を持ってこられたときに、人口減少と結びたいのが、この人の言葉です。「毎年、3月か4月頃、部屋代の賃金の決定をもらう。ペーパーの片隅に今回当該住宅の明け渡しというのを書いてあったようだ。そんなに詳しくは覚えていない。金額の予定はとの記載だったため、直接言われんけん、私はわからん」と。「収入超過の当時は、地震があって、この担当者には、今別のところを探しますという何か返事で終わっています」という回答だったらしいです。「ただ、出ていくのに、隣の、その前に出た人が30万円ぐらいかかった。今現在、そういうお金すらも持たん。壁の塗り直しまでせにゃんとですか。地震のときでさえもしなかったのに。どうなっとるのかというのを、また執行部はじめお知らせしてほしい」ということもありますので、やっぱり住宅とかにいらっしゃる方は子どもたちが高校を卒業して働きを始めると、なかなか心細くなるというか。でも、その子どもたちは帰ってくるのに、そこの場所が地元、故郷になるわけですから、この方いわく、私は甲佐が出身なので、甲佐に帰ろうかと言われていきますので、ぜひ帰らんでもよかよということも言いたいぐらいですから、帰らんでも心配せずに町営におれたらいいなと思っていますので、その辺も含めてしっかり復興課でお支えしてやってください。それを切に願っています。

移住・定住が御船町に根付くように、きめ細かな、シームレスなサービスを行っていただきたいなと思っていますので、執行部も本当にコロナウイルスで大変でしょうけど、それぞれが協力し合って、一層住みやすい町にできればいいなと思っています。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより3時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時57分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○5番（田上英司君） 議席番号5番、田上英司です。私は新人議員でありまして、今回の質問で4回目でございます。まだ緊張しております。何分にも浅学非才でございますので、物事に対する視点、観点が勉強不足でございますので、どうか御勘弁をいただきたいと思っております。

本日は、前回の質問の類似質問としまして、吉無田・旧のんびり村進出の団体の実態と現況についてと、資源ごみの持ち去り対策について、質問したいと思います。

まず、1点目の旧のんびり村進出の団体の実態と現況についての質問は、前回宗教法人としての質問をしておりますが、今回は関連団体としての質問でありまして、前回加えて執行部答弁に対する疑問点の解明と、住民の不安を払拭するための有効対策等について、お尋ねをしたいと思います。

2点目の質問は、資源ごみの持ち去り対策であります。これは、私も実際体験したことなのですが、住民の方々の疑問点について質問したいと。資源ごみのうち新聞などの紙類、段ボールはリサイクルの日とは別に決められた日にちと時間ごとに、ゴミステーションに出すことになっております。これらの資源物の多くは、正規の回収車が来る前に不審者によって不法に持ち去られていく。全部ではないですけども、持ち去られていくというのが現況でございます。私も地元で三遍経験しております。住民は持ち去られることを知りながら、町で決められたとおり、もくもくとステーションに運んでおります。疑問と不安は募るばかりで、資源ごみの持ち去りは、町にとって明確な、金額の多少はともかく、明確な損害であるということは変わりはないと思うのですが、このまま放置すれば住民のリサイクル意欲の低下にもつながりませんかということで、その防止対策等があれば、その取り組みについて質問をしたいと思います。

詳細な質問については、質問席からさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の、1、吉無田・旧のんびり村進出の団体の実態と現況について、お答えをいたします。

旧のんびり村については、おおむね二月に1回程度で職員が現地調査を行っています。現地は、樹木の伐採、植栽等が行われており、その際施設の維持管理に使用していると思われる重機が配置されていることを確認しております。

2、資源ごみの持ち去り対策について、お答えをいたします。本町は環境負荷を軽減し良好な環境を保全していくために、ごみの分別が適正になされ、廃棄物が適正に処理される住環境型社会の構築について、町総ぐるみで理解を深め、行動するよう取り組んでおります。資源ごみの回収は、リサイクルステーションにおいて地区ごとに月1回、日曜日に実施しております。また、紙製資源ごみの回収は、ごみステーションにおいて、地区ごとに毎週木曜日と金曜日に実施しております。

資源ごみにおける紙資源ごみの持ち去りの事例は以前から拝見され、対策としまして、持ち去り禁止の看板をごみステーションのごみ箱に設置しております。また廃棄物の取り扱いにつきましては、御船町廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、一般廃棄物処理計画により所定の場所に持ち出された資源ごみの所有権は、御船町に帰属する。この場合において、町長が指定する事業者以外のものは、当該資源物を収集し、運搬してはならないと規定をしております。

その他、個別の質問は担当課長より答弁させます。

○5番（田上英司君） 個別的質問に入ります。旧のんびり村に進出しているのは宗教法人宝珠宗宝珠会という宗教法人ではなく、株式会社G&Mであり、樹木の伐採、植樹をしている団体であるとの町長の答弁をいただいております。加えて、課長から宗教団体の概要、活動内容、教祖等については、町は説明する立場ではないという答弁もいただいております。

まず最初に確認いたしますが、この宗教法人と株式会社G&Mとは全く関係がないという根拠と証明等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

あくまでも登記上なんですけれども、登記上はG&Mは株式会社という形になっております。ただ、この株式会社の代表であります開氏は、宗教法人の代表であります娘さんの婿という形になっております。

○5番（田上英司君）　そうですね。宝珠会代表の娘婿の方が、株式会社G&Mの代表にありますが。また加えて、この会社の役員は宝珠会と同じ人物ということになっておりますが。先般、私も定期的にここに1人で乗り込むんですが、駐車場には長崎ナンバー、佐世保ナンバー、佐賀ナンバーの車が11台駐車しております。そして、この宗教法人の本拠は佐賀でございます。これは、誰が考えても宗教法人等の関係者じゃないだろうかと思われるのですが、その点の情報等ございますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

　おおむね私たち職員も、やはり2カ月に1回は必ず現地を調査しております。そのときに、私が行った場合には、佐賀ナンバーは一度も見たことはありません。ただ、長崎ナンバーとか、その他の熊本ナンバーとか、そういうのは見ましたけれども、佐賀ナンバーだけはまだ1台も見たことがありません。

○5番（田上英司君）　私はいきなり行きますので、連中もそのまま置いていたのかなと感じます。

　続きまして前回もお尋ねしたところなんですが、株式会社G&Mという団体です。これが一番最初、当町に、伐採、植林、造林の届け出、35万平方メートル（平米）という届け出があります。この面積は増えてないという答弁でしたが、いかがでございますか。またお尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

　株式会社G&Mでは約35万平方メートル（平米）で登記はされております。ただ、その周辺で、大体、西原村の地権者が約7万8,000平方メートル（平米）ほど購入をされていきますので、G&Mの購入は約35万平方メートル（平米）が登記されている状態になります。

○5番（田上英司君）　現在は、約45万平方メートル（平米）に広がっているようであります。というのが、地元、私も1人でずっと田代方面を回りました。名前もわかっております。しかし、ここの場では仮にAさんということで、地元のAさんからも購入している。しかも、またそのAさんの近隣の山、これにも売ってくれ、売ってくれということで、依頼を受けているということで、でも私も登記簿謄本を取り寄せてみたわけではないですが、山林の地図等々は見せてもらいました。そして、「えっ」ということで、これはもう直接聞いたが早いということで、このG&Mにまた行きまして、営業部長という人物に「どうか」と言うたら、自身の自慢話をしてくれましてね、この人物が。「今、42～43かな、45

になったと思うんですけどね」と自慢話ですよ。ということで裏付けがとれたなという感じですよ。まだ増える可能性はあるということです。以前から、地元からも拡大を続けているということで、対策をしてほしいという声も上がっていたようですが、山を売る、売らんというの行政ではなかなかどうしようもないという問題もあると思うのですが、その点いかがでございますか。お尋ねしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

その土地は、個人の持ち物となってきますので、町で、その個人の土地をどうしようこうしようというのは、なかなか難しいところがありますので、私たちも、やはり防止策とか、そういう観点から、そういうのはPRしていきたいと思っておりますけれど、なかなか町から「売らないでください」とか、そういうのはなかなか言えないところはあります。

○5番（田上英司君） 後ほど言いますが、町への届け出が変更されておるわけですから、勝手に拡大を続けているという現状を踏まえて、何らかの対応ととらなければいけないなど考えています。また後ほど申し上げます。

先般、この旧のんびりの情報として、全協の席上で貴重な情報をいただきました。この会社が無断で他人の土地に進出して、伐採とか植林とかしたから警告をしたというお話をいただきました。これはこの宗教法人同一とすれば、西原村に進出したときと同じ事案、類似事案といえますでしょうか。西原村では住民の反対運動にあつて、御船町に来てございませぬ。この行為を見ても、株式会社G&Mは、私の個人的見解でございますが、宗教法人と同一団体ではないかということです。5年ぐらい前はかなり注目されておったんですが、そのまま放置していたからこういった形になったんじゃないかということで、1つお尋ねしたいのは、法に触れる行為をする団体ではないかという認識はお持ちでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

私が知り得る範囲においてなんですけれど、今現在のところは、この法に触れる違法行為等はありません。

○5番（田上英司君） それでは、さっき5年前と言いましたが、約5年前、これまで開発行為阻止を陳情とか請願で出されて採択をされております。それは前回質問でも言いましたが、このことはもう周知の事実であると思うんですが。陳情や請願の採択は、住民の気持ちを、それに対して賛成ですよという意思表示でありますね。この実現について、法律上何ら保障する規定はありません。しかも、刑罰法令のように時効もない。だからこそ私は

関係執行機関、いわゆる町でいう執行部と情報を共有して、陳情・請願を出されたことに対して我々は責任があるから、質問を継続しているということなのですが、前回の質問で執行部は国と相談して、里地里山法を活用した取り組みに着手しているということでしたが、今現在、具体的な方策はありますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今御質問にありました、里地里山に関しての取り組みということですが、これは田代・吉無田地区というところでの里地里山において、その周辺の水質検査並びに植物のパトロール、そして耕作放棄地に関しましての、そこにブルーベリーとかソバを植えていただいて、環境を保全していただくという施策を、令和2年度から取り組みたいと考えております。

○5番（田上英司君） 里地里山法というのは、私が言うのもなんですが、御案内のとおり、正式な名称ではないのですね。正式な名称は非常に長いんです。御紹介すれば、生物対応性地域連携促進法と言ったり、または生物対応性保全活動法と言ったりする法律でありまして、その目的は何かと。この法律の目的ですよ。この目的は、特有で多様な動植物が生育している地域を守ることということで私も理解しておりますが。現地は、この里地里山法を適用して守るようなものがあるかないかと。当然今農家も困っていらっしゃる、シカ、イノシシ、サルといった農家に対して有害鳥獣の話は聞きます。里地里山法を適用して守るべき貴重な生物があるのかということなのです。いずれにしても、この法律をずっと適用されていく予定でございますか。お尋ねいたします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この里地里山法、これは保全活動になりますが、1年で終わるというものではありません。まだいつまでというのは答えはできませんが、今後続けてはいきたいとは考えております。

○5番（田上英司君） この法律を適用して守るべき動植物、生物がなければ、この法律は弱いのではないのかなと思います。里地里山法の趣旨からすれば、このG&Mという団体は、皆さんお考えにならんですか。もう広々とした自然公園を造っておるんです。この団体は自然を生かした伐採・植林をしております、自然な、本当、自然を守る立派な活動と現状は映るわけです。

先般、御船ライオンズクラブが自然を育てる活動で表彰を受けられました。町長も一緒

に新聞に写真に載っておられますが、その比じゃない、この広さは。この団体が、さっき言いましたように現状では自然を守るというような非常にスケールが大きい。だからこの里地里山法では、撤退できないと現状は思うのですが、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 里地里山法で自然を守るということで今進めております。その中において、調査をいたしております。調査の中で、あの自然環境の中で、いろんな生物、植物等が出てきております。今、そこの段階です。次の段階は、そういった生命、植物等を守るために、町は地域の環境を保全する地域の団体と一緒にしましょうということがうたっている。町が、その事業を行っていくことによって、地域のNPOとか、そういった団体に補助関係を渡ししながら、地域であの地域を守っていただくということで、町と地域団体が合体して自然を守るということになってきます。

私といたしましては、この里地里山法、あの自然を守るために、町だけでやるのではない。地域が1つになって、地域と町が一緒になって、あの自然を守ろうというところで、今後進めていきたいと思っております。

○5番（田上英司君） はい、貴重な答弁ありがとうございました。里地里山法の問題は、こっちに置いておいて、次に、都市計画区域外における3,000平方メートルを超えるときに、御船町の環境保全に関する指導要綱に基づいて町は指導すると言われておりますが、これにはあくまでも指導ですから強制力はないのでしょうか。お尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今言われたのは、都市計画区域外ですね。御船町の環境保護に関する開発指導要綱という形でよろしいでしょうか。はい。これにつきましては、町長の承認を受けなければならないとなっております。この場合、あらかじめ開発行為等の計画を利害関係者に周知をし、同意を得なければならないとなっておりますので、周りの住民の同意あたりも必要ということになってきます。

○5番（田上英司君） ありがとうございます。続きまして、この団体が今植林、造林している敷地内に道がありますよね。測ったことはないのですが、これは恐らく何百メートルとあると思います。そしてその先には近隣住民の方々の山林等もある。この地域の人から言わせれば、ごく一部、我々が造った里道だと言っておられるのですが、町の公の道路としておくことのお考えはないのでしょうか。もしくは、住民の方がおしゃっているように、「この里道」とおしゃっている。それをこの団体が、植林が終わった後全部舗装したりしたときはどうなるかなと思うのですが、いかがですか。

○建設課長（野口壮一君） 当該敷地内に有する道路ですけど、以前に、平成27年の10月議会でもこの問題というのが取り出されておられます。そのときの答弁としまして、当該敷地内に字図上の里道は存在しないと、しかし、中畑の牧野組合の道路というのは敷地の中に一部あるという形になっております。ですので、道路の形状がありますが、今言った牧野組合以外の字図上の敷地内はG&Mの所有名義という形になっています。

○5番（田上英司君） 確かに課長からもお聞きしましたが、入り口のところからは、向こうの株式会社の道路になっていると。地元周辺住民の方々には言わせれば、先のほうは自分たちが造った道路だということ。何でこの道路にこだわるかといいますと、西原村はこの宗教学法人だったのを撤退させたわけですが、その1つの方策として、土地の分断耕作を図っております。土地を村が買われたようでありまして、そういった対策もされているということなんです。

だから、さっき言いましたように、この道に向こうが舗装して管理してしまうというのなら、どうなるかなということを感じまして、その公の道路にしておいたほうがいいのではないのかなと。この必要性の1つに、さっき言いました、この株式会社G&Mの営業部長という男性が「はっ」と思うようなことを言いました。「我々は株式会社、営業であるから、近々入り口で入場料を取って通行をさせる」と。「何でそういうことをするのか」と言いましたら、これは本当かうそかわからないけれども、無断でみんな入ってきて、枝を折ったりする、ごみを捨てる。そういうのがあると。そしてお金を徴収して入り口から通行させると。だから、休憩所、土産物、トイレ、そういうものも設備しますということをお言っているわけです。

それで、「それはいつできるか」と言いましたら、今度は愚痴をこぼします。「いやあ、なかなか時間を要しておりまして、あと2～3年はかかるでしょう」ということですね。

「ほう」ということは、こういう計画を持っているということでありまして、その間に我々はある程度考え方をきちんと、さっき町長の御説明がありましたように、監視体制とかそういうものも含めて、対策を今のうちにとっておく必要があるのではないかなというので考えております。

最後に、5年前です。町長の支援団体、町長は御存じかどうか分かりませんが、町長の支援団体ののぼり旗、すべては御船町の未来のためにというのぼり旗が、このG&Mの入り口に20数本立ちましたね。のぼり旗とかいうのは、人の敷地内とか公共施設にはだめで

すから、これは許可を得て立てないかんということです。ですから、この団体と町長の支持団体、どの支持団体かわかりませんが、仲がいいんじゃないかと。だから、開発阻止というのが遅れるのではないかという流言飛語とかいうのが流れておりますが、私が言いたいのは、ここで言いたいのは、どう対策をするか、いわゆる対策の見える化、可視化なのです。それをしなければ行政の作為というようなまた町政に対する非難を受けるものと、後手後手になりますね。そうなるのではないかと思いますので、何も、2カ月に一遍監視に行かれています。私も行く、ほかの方たちも当然行かれるでしょう。だから、議会と町執行部、住民とが情報を共有して現状を把握して分析して先手を打った対策を講じていかなければならないと強く思うわけでありまして。これで1点目は終わります。

2点目の質問、資源ごみ対策ですが、先ほど町長の答弁で詳しくお話しいただきましたけれども、若干、お尋ねしますが、資源ごみを持ち去る不審者の数や車等が現状把握されておりますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今のところ把握はできておりません。

○5番（田上英司君） 住民からの苦情とか、持ち去り不審者とのトラブル、また危険な目に遭ったという報告はありますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

年間1件ほど、そういう問い合わせは町民の方からあります。

○5番（田上英司君） 持ち去るという行為はまさに犯罪なのですが、パトロールをされているのか、パトロールをするとすれば、職員とか委託業者になろうかと思うのですが、費用対効果の面もありますけど、やはり不審者の数とか、これは私が見ただけで3台ほど、2トントラックの大きさです。等がわかりますので、そういった情報活動も必要じゃないかなと思っております。

正規な資源ごみの、御船町の回収業者は2社と聞いておりますが、契約内容について、持ち去りを想定した回収の時間、順路、どっちに持っていくのかについて、この正規な回収業者の方々といろんな対策を話し合われたことはありますでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） 回収の順路につきましては、これは回収業者に任せておりますので、対策として違うルートで行くとか、そういうのは行ったことはありません。

○5番（田上英司君） これはアバウトでしょうけれど、資源物の回収の量、そのときそのと

きで違いますよね。でも売却金額、資源の量と売却金額の推移ですけれども、町の収益となる金額は、平均で年間幾らぐらいになりますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは、資源ごみ全体で、平成30年度に回収されて得た収益ですが316万7,593円、このうち紙製資源ごみにつきましては37万9,389円となっています。

○5番（田上英司君） 持ち去られておりますので、詳細なことは不明かと思いますが、かなりのみんな住民の協力をいただいて、金額が上がっております。今後、この回収率等上げることによって収益増を図るというお考え、またはこの収益増を図るとすれば、その目標値と達成時期等がお考えであれば、お知らせください。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず、資源性ごみというのが、絶対量が、町がどれぐらいあるのかというのが、まず把握できておりませんので、その目標値というのをこれは決めることはできませんので、今のところ、そういう達成度とかそういうのは考えておりません。

○5番（田上英司君） 仮に、資源回収が焼却炉に対する負担、焼却炉の負担軽減が目的であれば、持ち去られても同じ効果になりますよね、燃やさなくていいわけだから。町の収益を目指すことであれば、持ち去り防止に本気で取り組むべきであると考えますが、地域住民の意識向上によりまして、やはり困っている住民もおります。また、こういう不審者とのトラブルが発生する危険性もあります。警察等への通報の周知を図ることはお考えではないですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この持ち去りというのは、確かに町民の方からごみを出された時点で、これは町のものに帰属すると条例でなっております。言い換えれば、これを持ち去ることは違法、犯罪ではないかと思っておりますが、この持ち去り行為をなくすために、今現在行っているのが看板の設置等、それとごみ出しの適正な出し方を町民の方に、時間的には8時までに出してくださいと周知はしているところですが、これを継続的に行っていきたいと。そして、今後は職員と定期的なパトロールを行うようにはしていきたいとは考えております。

○5番（田上英司君） 今、課長から人的、物的な対策の回答をいただきましたが、例えば回収日をリサイクル日に合わせるとか、そういったことはできないのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今現在、リサイクルは月に1回行っておりますが、紙製資源ごみというのは週1回です。月1回になるとかなりの量のストックが出てきます。そうすると、このごみステーションの、今の保管する能力というのが今ありませんので、現在のところ月1回に変えるということはちょっと今の時点ではできないというのが現状であります。

○5番（田上英司君） 最後の質問です。熊本市は、この資源ごみを持ち去る行為の規制強化案というのを明らかにされました。これは新聞等にも載っておりましたが、違反者の氏名を公表する。ほか、また持ち去った資源物の売買を禁止するという条例改正を、3月の議会に提案して、本年の10月施行を目指していらっしゃいます。熊本市のこの条例は、聞くところによりますと、2007年に改正されておまして、紙類や瓶、缶などの持ち去りを禁じている。そしてこれまで、この条例の違反容疑で9名が逮捕されておるんですね。そして2018年度には、違反が951件、とんでもない数、2年前、これは本当熊本市も困っていらっしゃる。そして住民とのトラブル、暴言や危険な行為、悪質なケースが目立っているということで、さっき言いましたように、今年10月に新しく改正の施行を目指しておられるということなのです。

先ほど町長から御説明いただきましたけれども、持ち去り禁止条例と、もうそのものズバリの、そういう条例はないのでしょうか。なければ、もしそういうそのものズバリの条例を整備するとかいうお考えは、町長、一言お尋ねしてよろしいですか。

○町長（藤木正幸君） 考えさせる問題でもあるとは認識しております。しかしながら、今現状において町で持ち去り条例まで作る必要というものはないと私たちは判断しております。しかしながら、ないない、できないできないではなく、できる範囲のことはやっていきたいと思っています。

○5番（田上英司君） 持ち去り行為はさっき言いましたように、窃盗行為です。さっき言いました、とりあえず町にお願いしたいのは、町の広報紙等で、これは禁止ですよということを、先ほどの人的、物的にそういう対策をされている中で、そういった広報紙でも、いわゆる見える化をして、可視化を図っていただければと思うのです。禁止条例等はまだ検討の余地は残しながらもまだということであれば、やはり町が毅然とした態度をとって、住民が困っていらっしゃる、こういうのにより実行性のある対策を考えていただければと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより4時5分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時54分 休 憩

午後4時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○9番（福永 啓君） 9番、福永です。一般質問を行います。

御船町に未曾有の被害が生じた熊本地震から丸4年を迎えようとしています。今議会で議論される令和2年度予算案は、まさに熊本地震からの復興総仕上げの予算であり、復興とは壊れたり傷んだりしたものを元の形に戻すことです。熊本地震では何が壊れ、何が傷んだのか。そして今、どこまで元の形に戻すことができ、どこに課題があり、今予算案でそれらの課題に対してどのように解決を図ろうとするのか、質問します。

そして、今議会で議論される令和2年度予算案は、熊本地震からの創造的復興に大きく踏み出す予算でもあります。創造的復興とは、単に地震前の姿を取り戻すことではなく、地震前に比べ、よりよい御船町を作り出すことです。今後4年間の復興期に当たり、どのような方向性のもと、どのような事業で、どのように創造的復興を進めていこうとするのか、質問します。

個別の質問に関しては、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の、熊本地震からの災害復旧及び創造的復興について、お答えをいたします。

平成28年4月の発災から4年を迎える中、創造的復興を目指して、復興計画に基づき復旧・復興に取り組んでまいりました。おおむね順調に進捗しており、復旧・復興は新たなフェーズに移ったと認識をしております。

こうしたことから、12月議会で議決をいただいた第6期御船町総合計画では、震災を乗り越え、誰もが夢や希望を持ち、笑顔があふれる町にしていきたいという思いを込め、将来像を「みんながわくわくする御船町」といたしました。また、計画に13のわくわくプロ

プロジェクトを搭載しました。これらのプロジェクトは子どもからお年寄りまでみんながわくわく感を抱くことができるよう、町が重点的に取り組むプロジェクトでもあります。わくわくプロジェクトを推進することにより、創造的復興への道筋を確かなものにしてまいりたいと考えております。

わくわくプロジェクトの中には、実現が難しく、高い山を幾つも乗り越えなければならぬものもあります。こうした難しい取り組みであればあるほど、早目のスタートが大切であり、あらかじめルート全体を俯瞰して、踏破すべき道筋を決めておくことが肝心です。令和2年度をスタートダッシュの年にしたいと思っております。

次に、町民と行政の共働のまちづくりの一環として、総合計画で描いたまちづくりを多くの人たちに知ってもらう、御船町PR事業に取り組むたいと考えております。これは、町民、団体、企業がまちづくりに自主的に参画することを通して、共働の考え方を広く根付かせようとするものであります。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○9番（福永 啓君） では、個別の質問に移ります。

地震で壊れたり傷んだりしたもの、主に住宅をはじめとする建物被害、そして道路や水道等のライフライン、農地や商工業施設、産業基盤等のハード部分と、それとは別に地域社会や教育、文化、住民の心といったソフト部分があると考えています。

まず、ハード部分に関しては目に見えて復興が進んでいる部分もあれば、震災の傷跡がそのまま残る部分も、これは散見されます。その中からまず、熊本県の創造的復興に向けた重点10項目というのがあります。そのトップでもある、安心して希望に満ちた暮らしの想像、その中の住まいの再建についてお聞きいたします。

復旧事業の中でどのような課題があって、創造的復興に向けて、それら課題にどのような対処し、どのような形で創造的復興を図っていこうと考えていらっしゃるのか。課長、お願いします。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

ピーク時は800を超える世帯が応急仮設住宅の生活を余儀なくされていましたが、行政報告でも行いましたとおり、2月末では50世帯となり、住まいの再建が進んでいる状況です。しかし、再建先の環境変化等になじめず、支援が必要な住民も多いことから、令和2年度も引き続き地域支え合いセンターによる見守り活動や地域コミュニティ形成支援に取

り組んでいくこととしています。

また、以前から課題となっています老朽化した町営住宅からの住み替えについても、住み慣れた地域への愛着や経済的な不安から住み替えが進んでいないのが現状です。令和2年度は移転費用助成金の予算化を図り、老朽化が著しく用途廃止を予定している町営住宅から生活再建のための住み替えを促進することとしております。

○9番（福永 啓君） 住み替えの再建、これはやはり毎回毎回くどく申し伝えているところです。大事なことなんです。だから、熊本県の創造復興の中でも、10項目の中の一つ上に挙げてある部分であると思います。これは、2点です。さっきおっしゃいました800から今50までになってきている。町が責任を持ってやらなければならないところは2点あるんです。仮設からの生活再建、そして老朽化した町営住宅からの生活再建です。仮設からの生活再建というのは、50で、その目処もついているとお聞きしております。やはりあとは、本当に耳にタコかもしれませんが、超老朽化した町営住宅です。65年、中には70年というのもあります。そこからの生活再建、これは大変なというのは、皆さんが、課の職員の方が居住者の方々とお話をされて、もう身に染みてわかっていらっしゃると思います。皆さん、愛着がありますよね。「もう出ていかん。おれは死んだっちゃよか」と、「ぬしは何しに来るか」と、私もお話ししたときに言われたことがあります。しかし、町の役割として、そのようなところに住んでいただくわけにはいきません。ここはもう、何とか生活再建を果たしていかなければならない。

しかし、それは課だけでは、私は無理だと、私は何回も申し上げています。民生委員の方、区長、ボランティアの方、そして私たち議員、何かそれで協議会か、連絡協議会とか、そのようなものを作って、これは個別に当たるような例になってきているのだと思います。数はそんなに多くないですから。今後、これはやはり進めていかなければならないというのは、議会としても、そして町のみならず同じ気持ちなのです。ぜひ、その中で検討会議を開くなどして解決を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、復興課だけでは非常に難しい問題と認識しております。福祉的な部分も多く、関係機関と連携しながら、安全性の面からも早急に住み替えができるように対策を図っていきたいと思います。

○9番（福永 啓君） ぜひ、自分だけで抱え込まないでください。何回も申し上げます。そ

これは職員はつらいと思う。ですので、抱え込まずに、できることは一生懸命手伝います。一緒にやりましょう。

また、熊本地震の被災により空き屋がすごい多く発生していますね。修理をすれば住めそうな空き屋もあれば、もう被災後そのまま放置され、老朽化して、これは解体以外にないだろうと思われる空き屋もたくさん出てまいりました。これには、どのような対策を考えていらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

修理をすれば住める空き屋に関しましては、今回、町内の空き屋の改修を助成することで、移住者または定住者の住居の受け皿として活用するため、今回、令和2年度の予算におきまして空き屋改修助成金制度を新設しました。移住者等には、その助成金制度を活用していただきたいと思っております。

次に、老朽化し解体しか方法がないような空き屋に関しましては、個人の財産であるため、町としての対応は難しいと考えております。ただ、2015年に施行されました空き屋等対策特別措置法におきまして、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を特定空き屋に指定することによりまして、所有者不明であっても命令や代執行ができる仕組みであります、これは。

そのような特定空き屋の指定につきましては、現在、連携中枢熊本都市圏に加盟する市町村での共同事業としまして、熊本市の特定空き屋を指定する組織を加盟市町村で活用できないかという、今18市町村でその協議に入っております。

○9番（福永 啓君） 空き屋の再活用です、これは議会でもできませんかみたいな話があって、今回、それが予算に盛り込まれております。これは大変高く評価したいと思っております。これを使って、ぜひその空き家を何とか活用していただきたいと思う一方、あと1つ、もう壊れかけている空き屋です。やはり言われるとです。「あそこはどぎゃんすつとですか」と、「どやんかならんどですか」と。それは御船町だけの問題ではありませんよね。熊本市内でも隣町甲佐町だって嘉島町だって益城町だって、実は結構抱えています。それをやはり同じような問題が全国中にはびこっていますので、2015年に特定空き屋を指定する制度ができたんです。これはぜひ活用していくしかしようがない。活用していただきたいと思う。御船でも特定空き屋に当たるような、と思われるような空き屋は幾つかあると思いますので、特定空き屋を、その制度を積極的に適用して復旧・復興に図ってい

ただきたいと思います。

復旧・復興の大きな柱として空き屋を、さっきおっしゃいましたけど改修して、移住・定住を図りたいということをおっしゃっていました。これは、移住・定住、復興・復旧の大変大きな柱になると思います。町として、移住・定住による経済波及効果等を試算したことはございますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町独自で、この調査とか試算を行ったことはございません。ただ、他の自治体でそのような調査が行われていることは承知しております。ですので、ホームページあたりにも載っております。

○9番（福永 啓君） 私は議会でよく言いますよね。政策するためには根拠となる数字等が必要だと、調査してくださいと。でも、これに関しては、私は調査しないでいいと思う。なぜかといえば、今出ている調査、県がした調査、他市町村の調査、全部移住・定住を図った場合、図らなかった場合、どれだけ移住・定住が進んだ場合、どれだけのプラス効果、これだけありますよ、大変大きなプラス効果があるという、同じような調査結果が出てきているんです。

ですから、今回空き屋制度、当初予算に計上されました。大変いいことだと思っています。しかし、思った以上に移住・定住というのは費用対効果が高い。1人当たり、この間テレビでは1人が入ってくると400万円の効果があるとかいうことを熊本市で言っていました。ほかのところでは何千万円といったところもありました。そのように、大変効果が高いということはわかっておりますので、移住・定住対策にはもっともっと積極的な取り組みを行ってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これまでも移住相談会での積極的なPR活動や地域おこし協力隊の導入など、移住対策を行ってきました。また今回、空き屋改修助成金も令和2年度の当初予算に計上しているところでもあります。これからも、この移住・定住対策をさらに充実させまして、移住・定住の地域間競争、他市町村との競争、これには勝ち抜いていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） やはり地域間競争が激しいんです。移住・定住はどこの町でもしたいわけですから、ぜひ御船町の素晴らしい自然とか、そういうコミュニティを生かして地域間競争に勝ち抜いていただきたいと。今回の予算が終わりではなくて、よろしく願いたい

たします。

住まいの再建なのですが、これは、基本的に道路や水道等、ライフラインの復旧を含めた住環境の整備、これは基礎であると思います。まず、復旧状況なのですが、道路や水道等のライフラインは完了したのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の復旧につきましては、まず、町が管理する道路、橋梁それから河川の災害復旧工事に関しては、本年度末をもって完了が見込まれます。熊本地震の経験を踏まえて、震災直後における道路の危険性に関して、町道に限らず町内の道路の至るところに落石や道路の崩壊が多く発生し、交通に支障を来したという状況です。

近年国が提唱している国土強靱化の取り組みの一環として、今後各道路管理者等との危険性解除に向けて取り組む必要があります。

このような中、次年度以降において長年の課題であった御船原台地の周辺の企業誘致や宅地開発を促進するとともに、中原団地の避難道路としての機能を含めた道路の整備に向けて、町道御船白旗線の概略設計を行っていきます。ほかにも既存の道路改良工事や整備計画などへの対応を求めて、熊本地震からの復興を図っていきたいと考えております。

建設課からは以上です。

○環境保全課長（緒方良成君） 上下水道について、お答えします。

上水道の災害復旧に関しましては、令和元年度にすべて完了いたしました。下水道の災害復旧に関しましては、平成29年度に完了しております。復興における課題といたしましては、上水道においては、地震による影響で各地で漏水が頻発しました。耐用年数を過ぎた老朽管が原因で、耐震にも対応しておりませんでした。現在、高木地区、豊秋地区の水道管の布設替えを実施していますが、今後町内全域においても老朽管が点在しておりますので、順次布設替えを行わなければなりません、多額の費用を要します。

また、以前議会で採択されました馬立・粒麦地区の地区水道の陳情につきましても、これは今現在、両地区とも地元水道組合によって検討がなされておりますので、引き続き町としても相談を受けながら、協議を行っていきたいと思っております。

12月の一般質問でありました下水道の区域につきましては、問題を整理しながら、早期に解決を図っていきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） まずそうですね。これは長年、私が議員になる前からの課題であった中原北用地です。あの周辺、ここに通じる道路等、これはずっとずっと課題であったもの

が今回初めて一定の方向性が示された予算が付いたということで、これも復興に向けた第一歩かなと思います。

水道も、もう北田代も終わったんですね。この間まで上のほうに引いてあった、北田代も全部終わったということで安心いたしました。

実は、道路とか水道とかは終わっているんです。しかし、やはり住民の方から未だにあ「そこは地震のときにちょっと崩れとったもんな」と、「あそこの道路は地震のときにとだもんな」という話は聞きます。そういうのが五月雨式に出てくるんです、ずっとです。

「ここが悪か、ここが悪か。直してくれ。これはそもそも地震のときからだけん」とか、そういう状況が、やはりきちんと町としても把握するようなシステムが今後必要じゃないかと思うんです。例えばグーグルマップのマイマップというのがあるんです。グーグルマップはただですよ。そこに自分で勝手に書き込めるんです。クリックをぽっと押すと、ぽっと出てきて、ここは写真とかも出てきますし、色もあの中で替えられますし、使い方によっては、例えばネクサス西日本が道路状況というのを出しています。こういう九州の中の、あのような形で、ここからここまでは工事中、ここからここは傷んでいますとか、何とか中というのを、その場その場でリアルタイムで出すようなシステムが、結構代替システムとして使うこともできるんです、マイマップ機能を使えば。そういうことを、もうそろそろ自治体としても検討していくときじゃないかなと思います。広報する上でも、自治体が自分の情報としての的確に把握する上でも、ぜひそういうことも将来を見据えた対策も検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 被災直後にやはり混乱することが見込まれる中で、やはり被災状況を住民の方からも提供いただきながら進めてきたわけなのですが、今逆に今度は町内道路の被害状況を逆に町からも公表する手段として、今、議員からおっしゃられましたこのITを活用した情報提供というのは、将来を見据えた有効な対応策だと思っております。今後、活用に向けた検討を行っていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 道路の路面の調査等も、どこかの大学ではグーグルカーみたいに、車の上に360度のカメラを乗っけて、ずっと町道を通って行って、記録している。そうすれば、立木もわかります。路面もわかります。そういうのを記録している。それで道路管理が安くできないかということ、実際に実証研究している例もございました、大学の研究室です。いろんなことをやっているんです。みんな同じような課題を抱えていますから。

ぜひ、既成概念にとらわれず、新しい方法も少しずつ取り入れていただければと思います。よろしくをお願いします。

あと、先ほど中城議員からもありました内水対策、これは非常に住まいの再建では欠かせないところです、今回の予算案で、これは内水対策に対してどのような予算案が計上されていたでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 内水対策としまして、まず、今年度、令和元年度に御船川に架かる滝川樋管、それから小坂樋管の2カ所に仮設ポンプを設置して対応したわけなんです、令和2年度の予算において、昨年の実績、現状等を踏まえて、1カ所に2台ずつのポンプを据えていたわけなんです、瞬く間に水嵩が上がっていくということで、とても能力的に間に合っていないということで、1カ所2台から6台に増やしております。増やして排水能力をさらに高めていきたいということにしております。

また、出水期の対策として、役場周辺の水路に堆積した土砂のしゅんせつを、これは9月の補正で承認をいただいている分ですけれども、若干遅れておりますが、3月末までに役場周辺の水路の土砂しゅんせつが完了することになります。

それから、令和2年度の予算において、現在開発が進んでいる国道445線沿いの農協のガソリンスタンド周辺の素掘りの水路をコンクリートの三方張りに改修をしまして、少しでも流れをよくして内水被害対策を行っていくという予定になっています。

○9番（福永 啓君） 内水被害対策は大変重要だということです。役場としても認識していただいたところで、このように大きい対策では確かにありません。根本対策ではありませんが、できるところを少しずつこの予算でも付けているということで、今後これを進めていきたいと思うんですが、中城議員の質問にもありましたとおり、内水問題には加勢川というボトルネックが存在するのです。これについては、同様の質問になるかもしれませんが、どう思われますか。

○建設課長（野口壮一君） 当然重複するところもあると思いますけれども、加勢川に関係する流域自治体の皆さんと一緒に連携して、毎年国への河川改修要望が実施されております。改修には時間がかかるが、長期の根本的対策として、今後も粘り強い交渉が求められています。

一方、熊本県が管理する矢形川については、適正な河川管理に向けて、短期的な対策として堆積物の除去や河川内の立木の撤去などについて、単年度要望を毎年行っているとい

う状況です。

中城議員の一般質問の答弁のとおり、熊本県で今年度補正予算が、矢形川の管理費が計上されたということで、今後継続して計上されるということですので、適正な河川管理になされていくということになります。

町の現状としては、近年の宅地開発化が進んで、保水機能が低下しておりますので、短時間で水嵩が増してきております。町中の冠水被害が懸念されているという状況です。今後、こういう内水被害の解消に向けて、中期的には遊水池などを検討していくなど、安心して生活ができる環境を整えていく必要があるということで考えております。

○9番（福永 啓君） これはやはり、住民も非常に気にしている部分でありますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと。今回はまた幾つか進められて、中城議員の話でもありましたとおり、県からの予算が付いたと、本当に大きな一歩だと思います。しかし、これで終わりではないですから。これで終わりではないので、ぜひこれから先に進めていただきたいと思います。

熊本県の創造的復興に向けた重点10項目には、御船町とは関係のない、例えば益城町の話とかもあるんですが、直接かかわる項目であります次世代を担う力強い地域産業の創造の中で、被災企業の事業再建と被災農家の営農再開というのがあります。いかがでしょうか。被災企業の事業再建の現状等はいかがでしょうか。

○商工観光課長（作田豊明君） 被災企業の事業再建につきましては、御船町の復興計画の中で、産業の発展～さかえる～、として位置づけている部分で、町内中小企業の事業基盤復旧に関して約20億円のグループ補助金による復旧が進み、オールみふね恐竜の郷復興プロジェクトにおいて、5つの復興事業が今されております。この事業体は約110構成員と71事業者と聞いておりますので、今後も3年目になりますけれども、4年目も引き続きこの事業を進めていくということをお願いしたいと思っております。

また、今回の予算でテクノディノパークの基本構想の計画を行います。テクノディノパークとは、福井県勝山市市にある日本最大の恐竜博物館に隣接した恐竜のテーマパークです。実物大の動く恐竜は、公園内に配置され、来場者が入場料を払った上で自由に公園内を散歩できる場所です。恐竜博物館の効果もあって、年間10万人の来客で賑わう施設です。令和3年4月のコストコ開業を見据え、町内若手係長で構成する経済波及効果創出検討プロジェクトチームの会議で提案された事業で、福井県勝山市のNPO法人恐竜のまち

勝山応援隊と観光パートナーシップの協定を締結している御船町観光協会からも、かねてからも要望が出ていた事業です。今回の予算は、コストコからの町内回遊を促す起爆剤として実現を目指すために整備する場所、運営主体、運営方法、または民間資本の活用など、復興の採算性を含めて事業化にするかどうか、しっかり判断材料が必要ということで、今回予算を計上していますので、よろしくお願いします。

○9番（福永 啓君） ディノパークです、危なくないジュラシックパークですか、人が死なないジュラシックパーク。楽しい構想だと思います。それも今回その採算性も含めて検討されるということ、これで一步踏み出されて、そういうことについても今回新しい予算が出ているのかなと認識しております。

そして、その中でもやはり次世代を担う地域産業を創造するためには起業支援、起業支援というのは起こす業の支援のほう。それと企業誘致、これも、コストコはあくまでも始まりですから、この次の企業誘致、大きい企業、小さい企業、中ぐらいの企業、そのような企業誘致は欠かせないと思いますけれども、その施策はどのようになっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 現在、このコストコホールセールジャパン株式会社の誘致を復興のシンボルと位置づけまして全庁体制で最優先事項として取り組んでおります。今後、広域的な交流人口の拡大が期待されるため、町内の新たな人の流れ及び滞在時間を延ばして回遊性を向上させる施策は重要だと私も考えております。

そのために、企業誘致の観点から、飲食業や宿泊施設の誘致なども町内事業者との調和を考えながら、取り組んでいきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） ここでも過去に提案いたしました、町長も一緒に行きましたよね、東川町。あそこにもそういう起業支援の仕組みがあるんです。上限100万円なんです。だから大した金額ではない。でも、逆にそれで个性的なお店や个性的な小さい事務所とかが入ってくるという、これはいい取り組みだと感じました。そういう取り組みを含め、ぜひ、今回企業誘致は少なくとも大企業に対してはありますよね。しかし、御船に欠けているのが、中小企業に対する企業誘致及び起業支援、この2点が御船の政策パッケージの中含まれていないところがありますので、この2点について、ぜひ今後積極的に検討していただきたいと思います。

続きまして、今度は農業です。被災農家の営農再開、これも重要なテーマです。これも次世代を担う力強い地域産業の創造につながると思うのですが、ここの部分はどう

なっていますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

御船町の復興計画の中で、産業の発展～さかえる～、として位置づけられている部分でもあります。被災農業者の営農再開への取り組みとしまして、被災農業者向け経営体育成支援事業、こちらにつきましては、農業用倉庫の再建・修繕、または農業用機械の再取得・修繕などの事業でございますが、こちらにつきましては、令和元年度末をもって町内全域から申請がありました271件、すべての事業が完了し、営農再開の支援ができております。

一方、農地・施設の復旧事業につきましては、完了件数は増加しているものの、すべての復旧には至っておらず、現在来年度末の完了に向け、施工管理を進めている状況です。なお、自力復旧支援事業と小規模農業用水路、農道復旧支援事業につきましては、来年度も引き続き支援をしております。

また、地域産業の発展としましては、若手農業者による農業復興の1つとして始まりました地元産農畜産物を利用したアイスDETTLETA（デトレタ）の商品化や平坦地域におきましては、新たな特産品デュラム小麦「セトデュール」の栽培、商品化の取り組みも始まっております。しかしながら、特に中山間地域では、9月議会で答弁しましたとおり、農業者の高齢化や鳥獣被害問題、農地等の問題や課題もある状況ですけれども、一つ一つの問題に取り組み、中山間地域における力強い地域と農業の創造をなし遂げてまいります。

○9番（福永 啓君） 御船町は、平坦部の農地は整備されたところが多いわけなんです。いろんな取り組みができる。中山間部にやはり大きな課題があるのではないかというのは、共通した認識ではないかと考えます。それを解決するためにも、中山間部にこそ移住・定住に対する取り組みが必要じゃないかなと考えます。中山間部に特化した移住・定住促進策は考えないのか、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町の復興計画の中でも、この中山間地域を中心として、豊かな自然や生業を担う集落を維持し、存続するための取り組みを検討することにしておりまして、人口減少が続いている中山間部の移住・定住対策は大変重要なものと考えます。これまでは地域おこし協力隊の導入を推進しまして、中山間地に居住している今隊員は7名になります。御船町の中山間部は他地域の中山間部に比べまして交通の便、これがよく、都市部にも比較的近いとこ

ろに日本の美しい風景が広がっております。これらの利点を生かした移住・定住支援策を
今後は充実させていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 先日、産業厚生常任委員会で視察に行っていました。そういう
ろんな中山間部の取り組みというのをやっていらっしゃったんです。しかし、やはり行く
のは大変です。高速を降りてから、山脈をこうやって行って、本当に皆さんで言っていた
のは、「御船は楽だよ」と。高速を降りたらもう何分でああいう原風景が広がるんです
よ。そういうふうに、本当に御船って、実は中山間部なんですが、交通の便はとても恵ま
れている。そういう利点を生かして、移住・定住支援策は十分打てると思いますし、ここ
にこそ必要なことだと思いますので、第2弾、第3弾、これをぜひお願いしていきたいと
考えています。

そしてやはり、一番大事なことを、だんだん最後になってきましたのでお聞きしたい。
復旧なんですけど、これは壊れたものです。それは、それが物であるならば、物質である
ならば、時間とお金をかけさえすれば、それは元どおりにするということは可能なのです。
復興という、それよりもっといいものを作ることも時間とお金をかければ可能です。そ
のお金をどこから持ってくるかというのが町長や副町長にかかっているわけなのです。

しかし一方で、気持ちとか思いとか生きがいとか情熱とか、物質ではないもの、形がな
いもの、そして教育とか文化とか、成果が見えにくいもの、これらの復興というのは、で
きたかどうかというのが明確な物差しが存在しないわけですので、はかるのが大変難しい。
しかし、これこそ本当に一番大事だということでは間違いありませんし、逆に言えば
今まで議論してきた、ここは直りましたか、じゃあどうしますかというのは、ここの復興
のためにあると言っても間違いありません。

町長、形の見えないものの復旧状況、これはどうなのか。復興はどのように、そして各
課長がしているようだったら、どのように図っていくのか、大変難しい質問かもしれませ
んけど、本当に心を込めて答弁願いたいと思います。いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 心を込めて答弁させていただきたいと思います。

確かに、私は最初から復旧に4年、復興に4年、8年かけて元の姿以上の町にしますと
いうことをずっと訴えてきました。復旧期の4年において、復旧というのはやはり目に見
えてきた。道路にしる農業にしる住宅にしる、すべてにおいてここまでできたという達成
感といったものは、皆さん感じることはできると思います。しかしながら、これからの心

の復興の4年間、復興というのはやはり見えないものです。見えないけれども見させなければいけない。その中において熊本県においては、知事が幸福量という言葉を使っています。私たちがこの地域に住んでよかったと思う。そして幸せだと思う。そういった強い思いを幸福量という形で表してあります。その結果というのが、やはり全国でも熊本県は幸福とじていらっしゃる方が上位に来ています。

私が思う幸福量というのは、見えないものを見えるようにする1つのきっかけ、数値としたら、私は1人の人に何人が支えているかと、支える人の数を私は今後御船町において幸福または復興の1つになっていくんじゃないかと思います。私たちは地震で1人では生きていけないと。人を助けられるのは人だということを学びました。その学びの中で、私たちは、私が生きていく、この地で生きていくためには何人の方から支えられているか、その支えてくれている方々が多ければ多いほど、私は人に対する幸福度、幸せ度というのは受けることもできるし、与えることができる。それが私の目指す、今後の復興の一番大事なところにあると思います。その中において、今回の予算の中にもいろんな施策関係もあります。やはり災害公営住宅で出てきた、仮設で余ったエアコンを地域の公民館にして、いろんな事業に使っていただく、それと全部の小学校にLANを整備して学生が1つになっていくこと。恐竜博物館にしても古生物学の研究をしながら、恐竜を生かした地域交流ができるように、また交通の空白地、そういったところにお買い物難民を少しでも救うこと。まずは介護予防をしながら、そこにお買い物をしていただく、そういったものがあつたりとか、人と人とがつながりを作るような予算を今回立てております。

少子高齢化や核家族化ということを言われています。しかしながら、その中にもやはり1人の人を支える数が多ければ、そういったものを一つ一つ解決できるのではないかと思います。これからの4年間はそういった形で人と人との支え合い、一番大きいのが、私がおうちょっと頑張らなければいけないというのが、やはり区の編成にかかってくると思います。区の中において、何人の方が助けてくれるかということを考えていかなければいけないと思っております。そういったことを実行するこの4年間の復興期になると感じています。

○9番（福永 啓君）　そうですね、町長が再三おっしゃっているとおり、住民と一緒に進めていかなければならない復興です。復興は住民の幸せなのですね。何のためにやるかと、町民の方々がここに住んでよかった、ここにいてよかったと思っただけのため

にやるわけなんです。

私はたびたび例に出しています小布施町です、町長も行かれました。その北斎館の回廊として観光客にも親しまれているのですが、栗の小道というのがあります。みんな通るんですけど、そもそもこれは来訪者に、地元栗の木の感触を味わってもらおうと地域住民のアイデアなんです。町が考えたのではない、地域の方が考えたアイデアから生まれたものなのです。そして、この事業は、住民が研究グループを作って、用地買収ではなくて、市有地を共同の空間として利用するなど、住民が意欲的に主導していった結果、設置者の県を説得させて動かし、成功した事業だったのです。

町長も、政治の世界ではないところから議員になられました。私も全く違うところから議員になりました。なった頃の感覚だったんですが、私は町が何か計画して、町が何か町民に周知して理解をしてもらおうという形が一般的に思っていたんです。それと、町民の活動なんです、何かやらせてやっているという感覚を私は受けておりました。しかし、藤木町政になってから、そここのところは私は少しずつ、すごい変わったわけではないですけど、少しずつ変わって、町民の自主的な取り組みが明らかに前よりも増えてきていると感じます。私は、住民の自由な発想を支援し、その発想に感謝してサポートすることこそが行政の役割であり、住民の方々が、それって自分たちで作ったよね、おれたちの成果だよねと感じさせること、これが重要だと考えるのです。

町長はいかがですか。

○町長（藤木正幸君） 今の発言を聞きながら、私が24で熊本に帰ってきた頃のことを思い出しておりました。あの当時、私もまちづくりに一生懸命にしておりました。しかしながら、その中においてあったのが、町から30万円やるから何か事業せいと。100万円ここに今年予算が残っていると。これで何かせいということで、私たちがお金があつて、物事を起こすということをしていたように、今聞きながら感じていました。しかしながら、いっばいまちづくりをした中で、今なりにここに残っているかといったら、残っている部分というのは、数少ないと思っております。

わくわくプロジェクトと私も言っています。わくわくする御船町を作りたいということを行っています。わくわくとは何だと。わくわく感とは何だろうと、それは福永議員が演劇をされていたので、演劇でお話をさせていただきますと、仮に県が、この演劇をするものがあると、予算があるけんが今回御船町でしてくれということで御船町に持ってき

ます。じゃあ、そこに「こぎゃんとをやるけんが、ごめん、来るけんが見ぎゃいって」と言って、その演劇を見ます。

それと一緒にしましたけれども、5人の先哲の劇を町でしました。5人の先哲のあのときを振り返りますと、「5人の先哲等はあるけど、何にも形がないよね、思い出すことはないよね」と。だったらどうしようか。だったら、先人が行ったことを劇にしようという案が出ました。案が出たらそこにお金はどうしよう。そしたらこういったものはないから寄附を集めよう。じゃあ、出演者はどうしよう。じゃあ、あの人に頼もう、この人に頼もう。じゃあ企画は、それと呼ぶお客さんの構造はどうしよう、いろんなものをまとめて、そして、練習をして、けんかしたり仲良くなったり、最終的には、その劇を成功させようという熱い思いの者だけが集まって、そこに感動する方々が集まってきて、劇を行って、ここで演じたわけです。

与えられたものを見るのと、私たちが作り上げたものを見る。どっちがわくわくするのか。与えられたわくわくと、自分たちが作ったわくわく、それは演じた方もわくわくするし、見た方もわくわくするし、その土で作り上げる段階が違うわけです。今回は、私はわくわくという言葉がたくさん使います。私はわくわくするようなものを買ってきてここに置いて、わくわくするでしょうというようなわくわくを求めているのではない。今後、総合計画のわくわくというのは、私たちが作るのですよ。町民も作るんです。一緒になって作り上げるもの、それにわくわく感を感じていただきたい。

じゃあ、その中で、1つ私は言われました。「免許返納が何のわくわくすっとか」と。しかしながら、ただ単に免許返納するだけがわくわく、それを求めているんじゃないんです。免許を返納するまでには、親子の闘いもあるでしょう、地域との闘いもあるでしょう、町との闘いもあるでしょう。いろんなことで、返納されるためにはいろんな方々と話をしなければいけないし、制度も変えなければ。町としては返納するときは何をプレゼントすれば返納してくれるだろうか。では、交通問題があります。交通問題をどういったふうに解決すれば返納してくれるだろう。返納する1つにしても、いろんなかかわりというのが生まれてきます。この生まれること、それが与えることと違う、作り上げること。そこを私はわくわくという言葉に代えております。ただ単に私たちは「こうしてください、ああしてください」と言うわけではなくて、やはり町民と1つになってやっていくということが今度の一番大事なことだろうと思っております。

これから先、いろんな方々とお話しする中において、このわくわくというのをお示ししていきたいと思いますし、先ほど答弁でも申しました、やはり総合計画を立てて、予算を取るための計画ではいけないと思います。町民とともにこの総合計画をなし遂げるためには、やはりいろんな方々にこの総合計画を知ってもらうというPR活動をしながら、私たちだけではなく、住民の方々また企業、団体、そういったところの意見をすい上げながら、ともに作り上げていきたいという思いであります。

○9番（福永 啓君） 私の気持ちも大分引き継いだところがあったりとかしたんですが、やはりともに作り上げるんですよね。義務じゃないんですよね、あげるとかでもない、もらうだけでもない、やはりクリエイトしなければいけない。それも一緒に、そのプロセスから一緒にクリエイトしていかなければいけない。そうすると、やはり本当に自分たちが作ったんだと、それが自治ですよ。地方自治体ですよ。小さな町だからこそできることなんですよ。ぜひ、私も初心を忘れないように毎回毎回言っています。町長もその気持ちを忘れずに、一緒にこれから復興の町を作っていきますよ。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時57分 散会